

平成 16 年 12 月 2 日

審査事務規程の一部改正（第 24 次改正）の概要について

審査事務規程について、前面ガラス等への装飾板の装着に係る道路運送車両の保安基準等の改正及び国際海上コンテナを運搬する保安基準緩和自動車の自動車検査証の記載方法等に係る自動車検査業務等実施要領の改正等に伴い、一部改正を行い、平成 16 年 12 月 2 日（一部の項目については平成 17 年 1 月 1 日施行。）から施行しました。

改正の概要は次のとおりです。

1. 主な改正概要

(1) 保安基準、細目告示及び適用関係告示の改正に伴う改正

前面ガラス等への装飾板の装着に係る保安基準等の一部改正に伴い、窓ガラスの貼付物等に係る規制として、前面ガラス及び側面ガラスには細目告示に規定する標章等以外のものが貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているとはならないことに加え、装着（窓ガラスに一部が接触し、又は密着している状態を含む。）されていないことについて規定した。

(2) 自動車検査業務等実施要領の一部改正に伴う改正

自動車検査業務等実施要領の一部改正に伴い、国際海上コンテナを輸送するために保安基準緩和の認定を受けた自動車の自動車検査票の諸元欄及び備考欄の記載方法等について規定した。

また、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であって、最大積載量が 30,480 kg のものに限り、最大積載量の区分にかかわらず、同重量を記載することについて規定した。

(3) 審査の基準の明確化、適正化等

ディーゼル黒煙検査の適正な受検対策

ディーゼル車は、原動機の最高回転数を一時的に低下させた状態としないことを受検者に対し指示し、当該指示に従わない場合には、受検者に対し審査できない旨を通告して、審査結果を保留とするための規定について追加した。

ガムテープによる操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示方法

車体に貼り付けられた粘着テープ類（表示を目的として製作されたものを除く。）であって、操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示が記載されているものは、ガムテープに限らず保安基準に適合しないことについて規定した。また、記載されている表示内容が容易に消えるものについても保安基準に適合しないこととした。

タイヤの負荷能力の算定根拠等を明確化

ア タイヤの負荷能力の算定は、タイヤに表示されたロードインデックスに対応する負荷能力で行うこととし、当該表示が無いタイヤは、当分の間、JATMA YEAR BOOK の最大負荷能力など、タイヤ製作者が指定する最大負荷能力とすることができることについて規定した。

また、自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの最高速度未満の場合には、自動車の最高速度に応じ、負荷能力を割り増して適用できることについて規定した。

イ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合及びその逆の場合であっても、上記アと同様な負荷能力の算定方法とすることについて規定した。

在日外国大使館等が使用していた自動車の製作年月日の取扱い

自動車の製作年月日の取扱いについて、在日外国大使館等が使用していた自動車であって、日本国外務省が発行した登録証により登録日が明らかとなるものにあつては、その登録年月日を製作年月日とできることについて規定した。

故障車両を牽引する自動車及びバン型自動車のリヤオーバーハングの取扱い

道路交通法第 59 条第 1 項ただし書により故障車等を牽引する自動車のリヤオーバーハングは、牽引するための構造・装置が格納されている状態で測定することについて規定した。

また、バン型自動車等であつて、後面の積卸口の全体に扉を備えているものは、「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」であることについて規定した。

リグリーブタイヤ（再生することなく再溝切りが可能なタイヤ）の取扱い

リグリーブタイヤの取扱いにおいて、E マークが表示されたトラック、バス及びトレーラ用タイヤであつて、リグリーブ（再溝切り）が可能である旨の表示が付されたタイヤについては、リグリーブ後において、溝の深さの基準に適合していればよいことについて規定した。

「座席の地上面からの高さ」の測定方法

側面衝突時の車枠及び車体の保護性能基準に関し、「座席の地上面からの高さ」は、座面後端位置の上方 100 mm の位置であることについて規定した。

尿素選択還元型触媒システム装着車の排出ガス発散防止装置の機能維持基準等の取扱い

尿素選択還元型触媒システム装着車が実用化されることから、同システム装着車の排出ガス発散防止装置の機能維持基準等の取扱いにおいて、同システムが取り外されているもの及び排出される排気ガスにアンモニア臭があるものは保安基準に適合していないことについて規定した。

個別の自動車に対する限定的な取扱いの根拠規定の制定

個別の自動車に対する限定的又は暫定的な取扱いの根拠を明確にするため、理事長が自動車の審査に当分の間適用する取扱いとして別に定め

たものは当該取扱いにより審査する旨の規定について追加した。

直接前方視界基準の審査方法の明確化

直接前方視界基準が平成 17 年 1 月 1 日から適用されることから、同基準の審査方法を明確化し、審査を行う際の座席位置及び標準的な運転姿勢について規定した。

(4) 検査場における掲示事項及び禁止事項違反の取扱い

検査場における掲示事項の明確化を図るため、検査場の掲示事項の具体的事項について規定するとともに、「受検者の禁止事項」に該当する行為を反復又は継続している受検者に対しては、審査を保留処分とすることができることについて規定した。

2. 施行時期

この規程は、平成 16 年 12 月 2 日から施行する。

ただし、1.(1)(装飾板に係る保安基準等の改正に伴う改正)、1.(3)

(ガムテープによる操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示方法)及び1.(3)(直接前方視界基準の審査方法の明確化)の規定については、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(添付資料)

審査事務規程の一部改正(第 24 次改正)新旧対照表

審査事務規程の全文は当法人ホームページ(<http://www.navi.go.jp/>)
公開情報 規程 審査事務規程 に掲載してあります。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル

自動車検査独立行政法人 業務部業務課

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)

FAX 03-5363-3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

新	旧
<p>1 - 2 適用 自動車検査独立行政法人法第11条に基づく自動車の審査については、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)並びにこれらの法令に基づく国の関係通達によるほか、この規程の定めるところによる。なお、<u>理事長が自動車の審査に当分の間適用する取扱いとして別に定めたものについては、当該取扱いによることとする。</u></p> <p>1 - 3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。 ~ (略) 「ガス容器」とは、__の高圧ガスを蓄積するための容器をいう。 「ガス運送容器」とは、__の高圧ガスを運送するため車台に固定されたガス容器をいう。 ~ (略) 「爆発性液体」とは、<u>消防法別表第四類及び第六類の項の品名欄に掲げる物品で、それぞれの項の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。</u> ~22 (略) 23 「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、施行規則第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車及び次の自動車をいう。 ア 「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付け自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。)別添2の新型自動車等取扱い要領に基づく新型届出による取扱いを受ける自動車 イ (略) 24~36 (略)</p> <p>2 - 1 自動車検査場における掲示等 (1) 自動車検査上屋の入口付近の適当な箇所には、受検者が見やすいように次に掲げる事項を掲示する。 ~ (略)</p>	<p>1 - 2 適用 自動車検査独立行政法人法第11条に基づく自動車の審査については、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)並びにこれらの法令に基づく国の関係通達によるほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>1 - 3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。 ~ (略) 「ガス容器」とは、__の高圧ガスを蓄積するための容器をいう。 「ガス運送容器」とは、__の高圧ガスを運送するため車台に固定されたガス容器をいう。 ~ (略) 「爆発性液体」とは、<u>消防法別表第四類及び第六類の項の品名欄に掲げる物品で、それぞれの項の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。</u> ~22 (略) 23 「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、施行規則第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車及び次の自動車をいう。 ア 「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付け自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。)別添2の新型自動車等取扱い要領に基づく新型届出による取扱いを受ける自動車 イ (略) 24~36 (略)</p> <p>2 - 1 自動車検査場における掲示等 (1) 自動車検査上屋の入口付近の適当な箇所には、受検者が見やすいように次に掲げる事項を掲示する。 ~ (略) __ 受検要領</p>

— (略)

— (略)

— (略)

(2) コース内における注意事項には、原則として次に掲げる事項が含まれていなければならない。ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。

各検査コース共通の受検時の注意事項

ア 初めて受検する方はあらかじめ検査担当者に申し出て下さい。

イ 最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ(扁平率 50%以下)を装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出て下さい。

ウ トラクシオンコントロール装置装備車は、当該装置の作動を解除して受検して下さい。

エ 車の中心をテストの中心に合わせまっすぐに進入して下さい。

オ テスタへの乗り入れ、脱出、その他の動作は表示器又は検査担当者の指示に従って下さい。

カ テスタ上では急停止、急発進をしないで下さい。

キ テスタ上ではハンドルを切らないで下さい。

ク ヘッドライト・テストの動きに注意して進行して下さい。

ケ ディーゼル車はCO・HCテストを使用しないで下さい。

コ オートマチック車から離れるときは、サイドブレーキを掛け、シフトレバーを確実に「P」レンジの位置にして下さい。

サ 排気ガス・テストのプロープを入れたままエンジンをスタートしたり、回転を上げたりしないで下さい。

シ 検査コース内において車両を後退させる場合は表示器又は検査担当者の指示に従って下さい。

ス 検査コース内は禁煙です。

セ 検査中の携帯電話の使用及びサンダル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮下さい。

ソ 検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、車両が損傷しても、当方は一切責任を負いませんので、検査担当者の指示に従って下さい。

自動方式総合検査機器(マルチテスト)の受検時の注意事項

ア 軸重 1,500 k g (機器によっては 2,000 k g) 以上の車両、二輪車及び三輪車はコースに乗り入れないで下さい。

イ 再検車、フラットロー車及び4WS車は該当する申告ボタンを押して下さい。

ウ 進入表示器の「進入」表示を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れて下さい。

自動方式検査機器の受検時の注意事項

ア 軸重 1,500 k g (機器によっては 2,000 k g、また、大小兼用コースにおいては 10,000 k g) 以上の車両はコースに乗り入れないで下さい。

イ 前輪駆動車は、駐車ブレーキ選択ボタンを押して下さい。なお、大小兼用コースには、選択ボタンがない場合があります。

ウ 再検車は該当する申告ボタンを押して下さい。なお、ヘッドライト、排気ガス

— (略)

— (略)

— (略)

及び下回りの再検査の場合は、インターホンで申告して下さい。
エ パートタイム4WD車は2輪駆動に切り替えて受検して下さい。
オ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れて下さい。
カ ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させて下さい。
キ フルタイム4WD車、二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出て下さい。

(3) (略)

(4) 受検者の禁止事項には、「自動車検査における業務の厳正な執行と警察との連携強化について(第2次不当要求防止対策)」(平成14年8月5日付け自企調第1号)別紙3中「受検者の禁止事項」に規定されている事項が含まれていなければならない。

(5) (略)

2-3 審査時における指示等

(1) 検査担当者は、審査時において、受検車両(検査を受ける自動車をいう。以下同じ。)が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者(検査を受検する者をいう。以下同じ。)が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。

検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

～ (略)

軽油を燃料とする自動車はアクセルペダルのストップボルト又はアクセルワイヤの改造等を行って当該原動機の最高回転数を一時的に低下させた状態としないこと。

(2) (略)

2-4 不適切な補修等

次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

～ (略)

操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類(表示を目的として製作されたものを除く。)に記入されているもの及び表示された内容が容易に消えるもの

2-5 製作年月日

自動車の製作年月日は、次のとおりとする。

(略)

(2) (略)

(3) (略)

2-3 審査時における指示等

(1) 検査担当者は、審査時において、受検車両(検査を受ける自動車をいう。「以下同じ。」)が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者(検査を受検する者をいう。「以下同じ。」)が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。

検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

～ (略)

(2) (略)

2-4 不適切な補修等

次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

～ (略)

操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示が貼り付けられた紙又はガムテープに記入されているもの。

2-5 製作年月日

自動車の製作年月日は、次のとおりとする。

(略)

に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア 自動車型式認証実施要領別添2 新型自動車等取扱要領により国土交通大臣から審査結果及び資料が送付された自動車（以下「新型自動車」という。）と同一のもの（新型自動車と異なる荷台等の架装を行ったものを除く。）であって、自動車製作者の証明により当該自動車の製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年月日

イ 在日外国政府大使館等が使用していた自動車であつて、日本国外務省が発行した登録証により当該自動車の登録年月日が明らかとなるものにあつては、当該登録証に係る登録年月日

ウ 輸入自動車にあっては、自動車通関証明書の発行年月日

エ 輸入された小型二輪自動車（自動車の車台及び原動機のみを輸入したものを除く。）であつて、法第30条第1項に基づき輸入自動車等の打刻届出書が届け出された自動車にあっては、打刻届出書の受理年月日

オ 輸入自動車であつて、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日

（ア） 輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関（アメリカ合衆国において製作された自動車にあっては、日本国国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人を含む。）の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書

（イ）～（エ）（略）

カ（略）

キ（略）

ク（略）

3 - 3 4 車名欄及び型式欄

検査票2の車名欄及び型式欄は、次により記載するものとする。

自動車型式認証実施要領別添2 新型自動車等取扱要領により通知された型式の自動車は通達された車名及び型式

～（略）

に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作日、発行日等とする。この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア 自動車型式認証実施要領別添2 新型自動車等取扱要領により国土交通大臣から審査結果及び資料が送付された自動車（以下「新型自動車」という。）と同一のもの（新型自動車と異なる荷台等の架装を行ったものを除く。）であつて、自動車製作者の証明により当該自動車の製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作日

イ 輸入自動車にあっては、自動車通関証明書の発行日

ウ 輸入された小型二輪自動車（自動車の車台及び原動機のみを輸入したものを除く。）であつて、法第30条第1項に基づき輸入自動車等の打刻届出書が届け出された自動車にあっては、打刻届出書の受理日

エ 輸入自動車であつて、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作日

（ア） 輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関（アメリカ合衆国において製作された自動車にあっては、日本国国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人）の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書

（イ）～（エ）（略）

オ（略）

カ（略）

キ（略）

3 - 3 4 車名欄及び型式欄

検査票2の車名欄及び型式欄は、次により記載するものとする。

自動車型式認証実施要領別添2 新型自動車等取扱要領についてにより通知された型式の自動車は通達された車名及び型式

～（略）

3 - 3 8 車体の形状欄

検査票2の車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類		車体の形状
用途 大型 特殊 自動車 以外の 自動車	(略)	(略)
	(略)	(略)
	貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット(トラクタ)」「キャブオーバ(トラクタ)」「バン(トラクタ)」「ダンプ(トラクタ)」「三輪トラック(トラクタ)」「三輪バン(トラクタ)」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付パントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車(トラクタ)」「荷台昇降車」「脱着装置付コンテナ専用車」
特種用途自動車	「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛庁車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」「粉粒体運搬車」「粉粒体運搬車(トラクタ)」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「冷蔵冷凍車(トラクタ)」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「患者輸送車」「車いす移動車」「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」	

3 - 3 8 車体の形状欄

検査票2の車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類		車体の形状
用途 大型 特殊 自動車 以外の 自動車	(略)	(略)
	(略)	(略)
	貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット(トラクタ)」「キャブオーバ(トラクタ)」「バン(トラクタ)」「ダンプ(トラクタ)」「三輪トラック(トラクタ)」「三輪バン(トラクタ)」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付パントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車(トラクタ)」「荷台昇降車」
特種用途自動車	「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛庁車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」「粉粒体運搬車」「粉粒体運搬車(トラクタ)」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「冷蔵冷凍車(トラクタ)」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「患者輸送車」「車いす移動車」「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」	

<p>大型特殊自動車 「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパ」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「ポール・トレーラ」</p>	<p>大型特殊自動車 「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパ」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「ポール・トレーラ」</p>
<p>注.(略)</p> <p>3 - 3 9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄 (1) 検査票2の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、(2)から(11)までにより記載するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車(6)に規定する自動車を除く。)については、次によるものとし、それぞれ次の例により記載する。 (略) 車両総重量欄には車両重量、牽引重量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和を記載するとともに、車両重量、第五輪荷重及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で記載する。</p> <p>(例1) 連結部移動装置付牽引自動車以外の牽引自動車 (略)</p> <p>(例2) 連結部移動装置付牽引自動車 (略)</p> <p>(例3) <u>国際海上コンテナ(最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナをいう。)</u> <u>に係る基準緩和の認定を受けた牽引自動車</u></p>	<p>注.(略)</p> <p>3 - 3 9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄 (1) 検査票2の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、(2)から(10)までにより記載するものとする。ただし、保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあつては、「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)に定めるところによるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車(次号に規定する自動車を除く。)については、次によるものとし、それぞれ次の例により記載する。 (略) 車両総重量欄には車両重量、牽引重量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和を記載するとともに、車両重量、第五輪荷重及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で記載する。</p> <p>(例1) 連結部移動装置付牽引自動車以外の牽引自動車 (略)</p> <p>(例2) 連結部移動装置付牽引自動車 (略)</p>

車体の形状			
トラクタ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3〔3〕人	39720〔9000〕kg	6110kg	45995〔15275〕kg
長さ	幅	高さ	
582cm	249cm	291cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は基準内第五輪荷重を、括弧外は牽引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は基準内車両総重量を示す。
 なお、基準緩和時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,000 kg 及び 17,275kg とする。

(例 4) 国際海上コンテナに係る基準緩和の認定と分割可能貨物基準緩和を併せて受けた場合の牽引自動車

車体の形状			
トラクタ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3〔3〕人	39720〔11000〕kg	6110kg	45995〔17275〕kg
長さ	幅	高さ	
582cm	249cm	291cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外は牽引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
 なお、国際海上コンテナに係る基準緩和時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,000kg 及び 17,275kg とする。

(6)、(7) (略)

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定(以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被牽引自動車であって、緩和項目が保安基準第 4 条(車両総重量、又は同条各号及び第 4 号各号(軸重等)に限られるものについては、)

(6)、(7) (略)

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定(以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被牽引自動車であって、緩和項目が保安基準第 4 条(車

両総重量)又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に限られるものについては、からによるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には基準最大積載量(保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。)を記載する。ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたものにあつては、最大積載量欄には分割可能貨物基準緩和最大積載量(基準緩和を受けて分割可能な貨物を輸送する場合について地方運輸局長が定めた最大積載量をいう。以下同じ。)を記載する。

～ (略)

(9) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被牽引自動車であつて、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に限られるものについては、 から までによるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を記載するとともに、国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量を括弧書で記載する。

車両総重量欄には基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を記載するとともに、国際海上コンテナを輸送する場合の車両総重量(国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量と車両重量の合計をいう。)を括弧書で記載する。

備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(国際海上コンテナ基準緩和を受けた場合の記載例)

		車体の形状	
		コンテナセミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
- 人	23300 [30480] kg	4670kg	27970 [35150] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。

両総重量)又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には基準最大積載量(保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。)を記載する。ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたものにあつては、最大積載量欄には分割可能貨物基準緩和最大積載量(基準緩和を受けて分割可能な貨物を輸送する場合について地方運輸局長が定めた最大積載量をいう。)を記載する。

～ (略)

(国際海上コンテナ基準緩和と分割可能貨物基準緩和を併せて受けた場合の記載例)

		車体の形状	
		コンテナセミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
2人	30480 [30480] kg	4670kg	35150 [35150] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は国際海上コンテナ以外のコンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(10) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被牽引自動車については、から までによるものとし、それぞれ次の例により記載する。
~ (略)

(11) 自動車の最大積載量は、4 - 103 (4 - 103(5)から(9)までを除く。)又は5 - 103 (5 - 103(5)から(9)までを除く。)により算定した値を次の数値により記載する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車(併せて分割可能貨物基準緩和を受けたものを含む。)であって、かつ、最大積載量が30,480 kgのものに限り、これによらず30,480 kgとして記載する。

100未満の場合は10毎(二輪自動車で牽引される被牽引軽自動車に限る。)(単位はkg)

100から5,000までは50毎、5,000を超える場合は100毎(単位はkg)

3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。た、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

(9) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被牽引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。
~ (略)

(10) 自動車の最大積載量は、4 - 103 (4 - 103(5)から(9)までを除く。)又は5 - 103 (5 - 103(5)から(9)までを除く。)により算定した値を次の数値により記載する。

100から5,000までは50毎、5,000を超える場合は100毎(単位はkg)

3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. 施行規則第 52 条各号の 一に掲げる処分を受ける 自動車	処分年月日 処分の内容 附した制限	認定年月日 平成 13 年 7 月 1 日 北海道運輸局第 123 号 緩和事項「長さ」 緩和制限「自動車の後面及 び運転者席には、長さを表示 すること。」
2. ~ 5-2. (略)	(略)	(略)
5-3. セメント、骨材及び水 を混ぜた生コンクリート以 外のものを積載物品とする コンクリートミキサー車	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 <u>流動化処理土</u> 容積 5.78m ³ 比重 1.65
6. ~ 17. (略)	(略)	(略)
18. 熱害対策装置等を有す る自動車であって、次の 各号に掲げるもの(並行 輸入自動車等、諸元表等 による識別が困難なも のに限る。) (1) ~ (3) (略) (4) 公的試験機関の試験 結果により 4 - 51 - 1 - 2 (1) 又は 5 - 51 - 1 (1) <u>ただし書中</u> 「異常温度以上に上昇 することを防止する装 置」に該当することが確 認されたもの	(略)	(略)
19. ~ 25. (略)	(略)	(略)

- (2) 2 - 14 1 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、次により判断を行った場合は、検査票 2 の備考欄にその旨を記載するものとする。
~ (略)
- (3) (略)
- (4) 指定自動車(自動車NOx・PM総量削減法第 13 条第 1 項の指定自動車をいう。)(乗用自動車(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成 4 年政令第 365 号)第 4 条第 5 号の乗用自動車をいう。以下本項において同じ。)にあっては軽油を燃料とする自動車に限

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. 施行規則第 52 条各号の 一に掲げる処分を受け る自動車	処分年月日 処分の内容 附した制限	認定年月日 平成 13 年 7 月 1 日 北海道運輸局 123 号 緩和事項「長さ」 緩和制限「自動車の後面及 び運転者席には、長さを表示 すること。」
2. ~ 5-2. (略)	(略)	(略)
5-3. セメント、骨材及び水 を混ぜた生コンクリート以 外のものを積載物品とする コンクリートミキサー車	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 <u>流重化処理土</u> 容積 5.78m ³ 比重 1.65
6. ~ 17. (略)	(略)	(略)
18. 熱害対策装置等を有す る自動車であって、次の 各号に掲げるもの(並行 輸入自動車等、諸元表等 による識別が困難なも のに限る。) (1) ~ (3) (略) (4) 公的試験機関の試験 結果により 4 - 51 - 1 - 2 (1) 又は 5 - 51 - 1 (1) <u>ただし書き</u> 中「異常温度以上に上昇 することを防止する装 置」に該当することが確 認されたもの	(略)	(略)
19. ~ 25. (略)	(略)	(略)

- (2) 2 - 14 1 ただし書きの規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、次により判断を行った場合は、検査票 2 の備考欄にその旨を記載するものとする。
~ (略)
- (3) (略)
- (4) 指定自動車(自動車NOx・PM総量削減法第 13 条第 1 項の指定自動車をいう。以下本項において同じ。)(乗用自動車(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成 4 年政令第 365 号)第 4 条第 5 号の乗用自動車をいう。以下本項において同じ。)にあっては軽油

る。)について、保安基準第 31 条の 2 の規定に係る適合性等について判断したときは、「NOx・PM適合」、「NOx・PM不適合」、又は「NOx・PM対象外自動車」(特種自動車であって軽油以外を燃料とする乗用自動車を基本としたものにあつては、「NOx・PM対象外特種自動車」)のいずれかを検査票 2 の備考欄に記載するものとする。

3 - 4 - 5 保留

2 - 3 (1)及び 2 - 7 の規定に基づき受検者に対し審査できない旨通告した場合並びに 2 - 1 (4)に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な審査を実施できない場合には、その理由又は 2 - 3 (1)の該当する番号のいずれかを検査票 1 又は検査票 2 の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。

なお、審査保留欄が無い場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査保留と記載し、その上に押印等を行う。

4 - 2 長さ、幅及び高さ

4 - 2 - 5 - 1 テスタ等による審査

(1)、(2) (略)

(3) 外開き式の窓及び換気装置、腕木式方向指示器、後写鏡並びに 4 - 82 の装置は、次に定める状態(腕木式方向指示器にあつては、作動した状態)で測定した場合において、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。(保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 3 項関係、細目告示第 84 条第 3 項関係)

(略)

後写鏡並びに 4 - 89 の装置にあつては、取り付けられた状態

4 - 3 最低地上高

4 - 3 - 1 テスタ等による審査

自動車の最低地上高は、巻尺等その他適切な方法により審査したときに、自動車の接地部以外の部分が、安全な運行を確保できるように地面との間に適当な間げきを有するものでなければならない。この場合において、自動車の接地部以外の部分と地面との間の間げき(以下「地上高」という。)が次のいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 3 条関係、細目告示第 7 条関係、細目告示第 85 条関係)

(略)

普通自動車及び小型自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、二輪の自動車を除く。)であつて車両総重量が 2.8t 以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、二輪の自動車を除く。)であつて車両総重量が 2.8t を超えるもの及

を燃料とする自動車に限る。)について、保安基準第 31 条の 2 の規定に係る適合性等について判断したときは、「NOx・PM適合」、「NOx・PM不適合」、又は「NOx・PM対象外自動車」(特種自動車であって軽油以外を燃料とする乗用自動車を基本としたものにあつては、「NOx・PM対象外特種自動車」)のいずれかを検査票 2 の備考欄に記載するものとする。

3 - 4 - 5 保留

2 - 3 (1)及び 2 - 7 の規定に基づき、受検者に対し審査できない旨通告した場合には、その理由又は 2 - 3 (1)の該当する番号のいずれかを検査票 1 又は検査票 2 の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。

なお、審査保留欄が無い場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査保留と記載し、その上に押印等を行う。

4 - 2 長さ、幅及び高さ

4 - 2 - 5 - 1 テスタ等による審査

(1)、(2) (略)

(3) 外開き式の窓及び換気装置、腕木式方向指示器、後写鏡並びに 4 - 82 の装置は、次に定める状態(腕木式方向指示器にあつては、作動した状態)で測定した場合において、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。(保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 3 項関係、細目告示第 84 条第 3 項関係)

(略)

後写鏡並びに 4 - 82 の装置にあつては、取り付けられた状態

4 - 3 最低地上高

4 - 3 - 1 テスタ等による審査

自動車の最低地上高は、巻尺等その他適切な方法により審査したときに、自動車の接地部以外の部分が、安全な運行を確保できるように地面との間に適当な間げきを有するものでなければならない。この場合において、自動車の接地部以外の部分と地面との間の間げき(以下「地上高」という。)が次のいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 3 条関係、細目告示第 7 条関係、細目告示第 85 条関係)

(略)

普通自動車及び小型自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、二輪の自動車を除く。)であつて車両総重量が 2.8t 以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、二輪の自動車を除く。)であつて車両総重量が 2.8t を超えるもの及

び軽自動車（二輪の自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって、最低地上高が低くなるような改造がされた自動車については、アの測定条件で測定した場合において、測定値がイの基準を満たす自動車

ア（略）

イ 測定値の判定

アにより求めた地上高は、(ア)から(ウ)の基準をそれぞれ満足していること。

ただし、自動車の接地部以外の部分と路面等が接触等した場合に、自動車の構造及び保安上重要な装置が接触等の衝撃に十分耐える構造のもの、又は自動車の構造及び保安上重要な装置を保護するための機能を有するアンダーカバー等が装着されている構造のものにあっては、当該部位の地上高は次の(ア)及び(イ)の基準を満足していればよいものとする。

この場合において、上記ただし書の「衝撃に十分耐える構造」及び「アンダーカバー等が装着されている構造」の自動車における当該構造を有する部位の地上高にあっては、(ア)の数値は5 cm以上と読み替えて適用する。

なお、地上高を測定する際は、次に掲げる自動車の部分を除くものとする。

a～c（略）

(ア)～(ウ)（略）

4 - 10 速度抑制装置

4 - 10 - 7 - 1 装備要件

4 - 10 - 1 (1)に規定する自動車については、次に掲げる期日までにその原動機に速度抑制装置を備えなければならない。

(1) 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成3年運輸省令第3号）第3条による改正後の道路運送車両の保安基準第31条第6項の基準（以下「平成6年基準」という。）に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車にあっては、次表の左欄に掲げる自動車毎に、それぞれ同表の右欄に掲げる日

び軽自動車（二輪の自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって、最低地上高が低くなるような改造がされた自動車については、アの測定条件で測定した場合において、測定値がイの基準を満たす自動車

ア（略）

イ 測定値の判定

アにより求めた地上高は、(ア)から(ウ)の基準をそれぞれ満足していること。

ただし、自動車の接地部以外の部分と路面等が接触等した場合に、自動車の構造及び保安上重要な装置が接触等の衝撃に十分耐える構造のもの、又は自動車の構造及び保安上重要な装置を保護するための機能を有するアンダーカバー等が装着されている構造のものにあっては、当該部位の地上高は次の(ア)及び(イ)の基準を満足していればよいものとする。

この場合において、上記ただし書きの「衝撃に十分耐える構造」及び「アンダーカバー等が装着されている構造」の自動車における当該構造を有する部位の地上高にあっては、(ア)の数値は5 cm以上と読み替えて適用する。

なお、地上高を測定する際は、次に掲げる自動車の部分を除くものとする。

a～c（略）

(ア)～(ウ)（略）

4 - 10 速度抑制装置

4 - 10 - 7 - 1 装備要件

4 - 10 - 1 (1)に規定する自動車については、次に掲げる期日までにその原動機に速度抑制装置を備えなければならない。

(1) 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成3年運輸省令第3号）第3条による改正後の道路運送車両の保安基準第31条第6項の基準（以下「平成6年基準」という。）に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車にあっては、次表の左欄に掲げる自動車毎に、それぞれ同表の右欄に掲げる日

自動車	期日	自動車	期日
平成 6 年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車(道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成 8 年運輸省令第 4 号)第 2 条による保安基準第 31 条第 6 項の基準(以下「平成 10 年基準」という。))又は道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成 9 年運輸省令第 22 号)第 2 条による改正後の保安基準第 31 条第 6 項の基準(以下「平成 11 年基準」という。)に適合するものを除く。以下同じ。)であって初度登録日が平成 10 年 1 月 1 日以降のもの及び平成 10 年基準又は平成 11 年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車であって初度登録日が平成 15 年 1 月 1 日以降のもの	平成 15 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日	平成 6 年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車(道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成 8 年運輸省令第 4 号)第 2 条による保安基準第 31 条第 6 項の基準(以下、「平成 10 年基準」という。))又は道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成 9 年運輸省令第 22 号)第 2 条による改正後の保安基準第 31 条第 6 項の基準(以下、「平成 11 年基準」という。)に適合するものを除く。以下、同じ。)であって初度登録日が平成 10 年 1 月 1 日以降のもの及び平成 10 年基準又は平成 11 年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車であって初度登録日が平成 15 年 1 月 1 日以降のもの	平成 15 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)		(2) (略)	
4 - 11 走行装置		4 - 11 走行装置	
4 - 11 - 1 性能要件(視認等による審査)		4 - 11 - 1 性能要件(視認等による審査)	
(1)、(2) (略)		(1)、(2) (略)	
(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 9 条第 2 項関係、細目告示第 11 条第 3 項関係)		(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 9 条第 2 項関係、細目告示第 11 条第 3 項関係、細目告示第 89 条第 4 項関係)	
自動車用タイヤに負荷しうる荷重は、自動車の積車状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値が、タイヤの負荷能力以下であること。(細目告示第 89 条第 4 項第 1 号関係)		自動車用タイヤに負荷しうる荷重は、自動車の積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値が、タイヤの負荷能力以下であること。	
の場合において、タイヤの負荷能力の算定は、次により行うものとする。			
ア 当該タイヤに表示されたロードインデックスに応じ、別表 6「ロードインデックスに対応する負荷能力」の負荷能力欄に掲げる値とする。			
イ ロードインデックスが表示されていないタイヤにあつては、アの規定にかかわらず、当分の間、社団法人日本自動車タイヤ協会の「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)における「空気圧 - 負荷能力対応表」に規定する最大負荷能力等のタイヤ製作者が指定する最大負荷能力とすることができるものとする。			
ウ 4 - 9 - 1 (2) の速度制限装置又は 4 - 10 の速度抑制装置が備えられている自			

動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度が、タイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。）にあつては、次により算定することができるものとする。

(ア) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車（大型特殊自動車を除く。）にあつては、アにより負荷能力を算定するものに限り、アにより算定した負荷能力に、別表7「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値（少数第1位を四捨五入したのち、整数第1位を二捨三入又は七捨八入により0又は5に丸める。）とする。

(イ) 指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあつては、ア又はイにより算定した負荷能力に、「日本自動車タイヤ協会規格」（JATMA YEAR BOOK）に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値（端数処理の方法についても、タイヤ製作者が定める方法とする。以下同じ。）とする。

エ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びウに掲げる方法により算定するものとする。

接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝（最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。）は、タイヤの接地部の全幅（ラグ型タイヤにあつては、タイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の4分の1）にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、ブラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても1.6mm（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm）以上の深さを有すること。この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。

なお、いわゆるリグリーブタイヤ（マークが付されたトラック、バス及びトレーラ用タイヤであつて、タイヤの滑り止めの溝の再溝切りが可能である旨の表示（「REGROOVABLE」の文字又は次の図に示す記号）が付されたタイヤをいう。以下4-11-5において同じ。）にあつては、再溝切り後において滑り止めの溝の深さの基準に適合すればよい。（細目告示第89条第4項第2号関係）

（図）



亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。（細目告示第89条第4項第3号）

タイヤの空気圧が適正であること。（細目告示第89条第4項第4号）

(4) (略)

接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝（最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。）は、タイヤの接地部の全幅（ラグ型タイヤにあつては、タイヤの接地部の中心線にそれぞれ全幅の4分の1）にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、ブラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても1.6mm（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm）以上の深さを有すること。この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。

亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。

タイヤの空気圧が適正であること。

(4) (略)

<p>4 - 11 - 5 従前規定の適用 (略)</p> <p>4 - 11 - 5 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) (1)の走行装置のうち空気入ゴムタイヤは、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、の規定は、最高速度 40km/h 未満の自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車には、適用しない。</p> <p>(略)</p> <p>接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(大型特殊自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)の深さは、当該溝のいずれの部分においても 1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上であること。この場合において、「滑り止めの溝」とは、タイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあつては、タイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)をいう。</p> <p>なお、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより行って差し支えない。</p> <p>また、いわゆるリググループタイヤにあつては、再溝切り後において滑り止めの溝の深さの基準に適合すればよい。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 自動車用タイヤに負荷しうる荷重は、自動車の積載状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値が、タイヤの負荷能力以下であること。この場合において、タイヤの負荷能力の算定は、次により行うものとする。</p> <p><u>当該タイヤに表示されたロードインデックスに及び、別表6「ロードインデックスに対応する負荷能力」の負荷能力欄に掲げる値とする。</u></p> <p><u>ロードインデックスが表示されていないタイヤにあつては、の規定にかかわらず、当分の間、社団法人日本自動車タイヤ協会の「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)における「空気圧 - 負荷能力対応表」に規定する最大負荷能力等のタイヤ製作者が指定する最大負荷能力とすることができるものとする。</u></p> <p><u>4 - 9 - 1(2)の速度制限装置又は4 - 10の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度が、タイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあつては、又はにより算定した負荷能力に、「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値とすることができるものとする。</u></p> <p><u>乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、及びに掲げる方法により算定するものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>4 - 11 - 5 従前規定の適用 (略)</p> <p>4 - 11 - 5 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) (1)の走行装置のうち空気入ゴムタイヤは、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、の規定は、最高速度 40km/h 未満の自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車には、適用しない。</p> <p>(略)</p> <p>接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(大型特殊自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)の深さは、当該溝のいずれの部分においても 1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上であること。この場合において、「滑り止めの溝」とは、タイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあつては、タイヤの接地部の中心線にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)をいう。</p> <p>なお、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより行って差し支えない。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 自動車用タイヤに負荷しうる荷重自動車の積載状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値が、タイヤの負荷能力以下であること。</p> <p>(5) (略)</p>
---	--

4 - 12 操縦装置

4 - 12 - 6 - 1 性能要件

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 500mm 以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心（レバー式のかじ取装置にあっては、運転者席の中心）を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とする。

～ (略)

4 - 12 - 7 従前規定の適用

(略)

4 - 12 - 7 - 1 性能要件

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 500mm 以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心（レバー式のかじ取装置にあっては、運転者席の中心）を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作位置の中心位置は、可動範囲の中心位置とする。

～ (略)

(2)～(5) (略)

4 - 18 大型特殊自動車等の制動装置

4 - 18 - 13 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

、 (略)

空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となった場合においても 4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

(略)

4 - 22 燃料装置

4 - 22 - 1 - 2 書面等による審査

4 - 12 操縦装置

4 - 12 - 6 - 1 性能要件

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 500mm 以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心（レバー式のかじ取り装置にあっては、運転者席の中心）を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とする。

～ (略)

4 - 12 - 7 従前規定の適用

(略)

4 - 12 - 7 - 1 性能要件

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 500mm 以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心（レバー式のかじ取り装置にあっては、運転者席の中心）を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作位置の中心位置は、可動範囲の中心位置とする。

～ (略)

(2)～(5) (略)

4 - 18 大型特殊自動車等の制動装置

4 - 18 - 13 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

、 (略)

空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となった場合においても 4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

(略)

4 - 22 燃料装置

4 - 22 - 1 - 2 書面等による審査

(1)～(4) (略)

(5) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第96条第4項関係)

、 (略)

4-26 車枠及び車体

4-26-1 性能要件(視認等による審査)

(1)～(5) (略)

(6) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあっては、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。(細目告示第22条第5項関係、細目告示第100条第5項関係)

乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車(いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等)の後部に備えるバンパ(その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。)であって、次に該当しないもの

ア (略)

イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

(略)

(7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下でなければならない。ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条第1項第3号関係、細目告示第22条第6項関係、細目告示第100条第6項関係)

(8) 次に掲げる自動車は、(7)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第22条第7項関係、細目告示第100条第7項関係)

～ (略)

(1)～(4) (略)

(5) 2-14-1 ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第96条第4項関係)

、 (略)

4-26 車枠及び車体

4-26-1 性能要件(視認等による審査)

(1)～(5) (略)

(6) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあっては、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。(細目告示第22条第5項関係、細目告示第100条第5項関係)

乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車(いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等)の後部に備えるバンパ(その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。)であって、次に該当しないもの

ア (略)

イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

(略)

(7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下でなければならない。ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。(保安基準第18条第1項第3号関係、細目告示第22条第6項関係、細目告示第100条第6項関係)

(8) 次に掲げる自動車は、(7)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第22条第7項関係、細目告示第100条第7項関係)

～ (略)

バン型自動車等であって、後面の積卸口の全体にとびらを備えているもの

(9) (7)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、次により計測した長さとする。(細目告示第22条第6項関係、細目告示第100条第6項関係)

車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。

車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとして計測する。

車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。

道路交通法第59条第1項ただし書により故障車等を牽引する自動車にあつては、牽引するための構造・装置を格納した状態で計測する。

4 - 26 - 5 従前規定の適用

(略)

4 - 26 - 5 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

、 (略)

— (略)

— (略)

— (略)

(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。

(略)

乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車(いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等)の後部に備えるバンパ(その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。)であつて、次に該当しないもの

ア (略)

イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであつて、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

～ (略)

(5) (略)

4 - 26 - 6 従前規定の適用

(略)

4 - 26 - 6 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

バン型自動車等であつて、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式又はシャッター式のとびらを備えているもの

4 - 26 - 5 従前規定の適用

(略)

4 - 26 - 5 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

、 (略)

— (略)

— (略)

— (略)

(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。

(略)

乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車(いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等)の後部に備えるバンパ(その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。)であつて、次に該当しないもの

ア (略)

イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであつて、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

～ (略)

(5) (略)

4 - 26 - 6 従前規定の適用

(略)

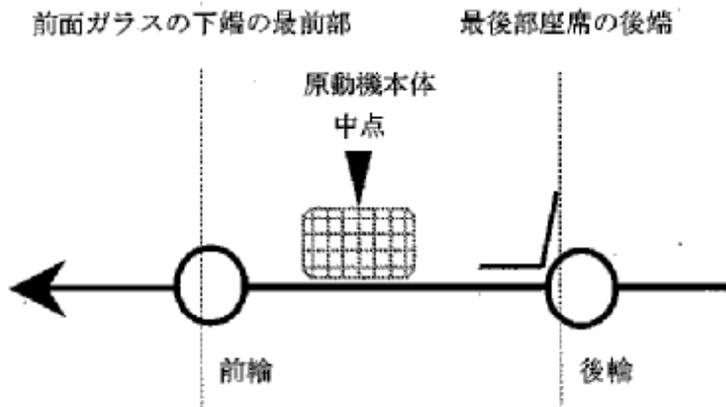
4 - 26 - 6 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

<p>、 (略)</p> <p>— (略)</p> <p>— (略)</p> <p>— (略)</p> <p>(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車(いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等)の後部に備えるバンパ(その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。)であって、次に該当しないもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの</p> <p>~ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 次の各号に掲げるものは、(5)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造」とされるものとする。</p> <p>~ (略)</p> <p>バン型自動車等であって、後面の積御口の全体に扉を備えているもの</p> <p>(7) (5)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に次により計測した長さとする。</p> <p><u>車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。</u></p> <p><u>車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとして計測する。</u></p> <p><u>車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。</u></p> <p><u>道路交通法第59条第1項ただし書により故障車等を牽引する自動車にあっては、牽引するための構造・装置を格納した状態で計測する。</u></p> <p>4 - 26 - 7 従前規定の適用</p> <p>(略)</p> <p>4 - 26 - 7 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>自動車^が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる<u>走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダー等)より車両の外側方向に突出していないもの。</u></p>	<p>、 (略)</p> <p>— (略)</p> <p>— (略)</p> <p>— (略)</p> <p>(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車(いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等)の後部に備えるバンパ(その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。)であって、次に該当しないもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの</p> <p>~ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 次の各号に掲げるものは、(5)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造」とされるものとする。</p> <p>~ (略)</p> <p>バン型自動車等であって、後面の積御口の全体に<u>観音開き式又は片開き式又はシャッター式の扉を備えているもの</u></p> <p>(7) (5)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとする。また、<u>車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態において、それぞれ計測するものとする。</u></p> <p>4 - 26 - 7 従前規定の適用</p> <p>(略)</p> <p>4 - 26 - 7 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>自動車^が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる部分の車体(フェンダー等)が、<u>当該2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)より突出しているもの。</u></p>
---	---

<p>(参考図) (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>4 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能 4 - 27 - 1 性能要件(書面等による審査) [前面衝突時の乗員保護性能] (1)~(3) (略) [オフセット衝突時の乗員保護性能] (4)~(6) (略) [側面衝突時の乗員保護性能] (7) 座席の地上面からの高さ(最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方 100 mmの位置の地上面からの高さをいう。4 - 27 - 4 から 4 - 27 - 10 において同じ。)が 700 mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>(8)~(10) (略)</p> <p>[歩行者保護性能] (11)~(14) (略)</p> <p>4 - 27 - 4 適用関係の整理 (1)~(5) (略)</p> <p>(6) 及び に掲げる自動車(平成 20 年 12 月 31 日以前に製作されたものを除く。)については、4 - 27 - 10(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項関係) (略) 次に掲げる自動車のいずれにも該当するもの。 ア 次のいずれかに該当する自動車 (ア)~(ウ) (略) (イ) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車</p>	<p>(参考図) (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>4 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能 4 - 27 - 1 性能要件(書面等による審査) [前面衝突時の乗員保護性能] (1)~(3) (略) [オフセット衝突時の乗員保護性能] (4)~(6) (略) [側面衝突時の乗員保護性能] (7) 座席の地上面からの高さが 700 mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>(8)~(10) (略)</p> <p>[歩行者保護性能] (11)~(14) (略)</p> <p>4 - 27 - 4 適用関係の整理 (1)~(5) (略)</p> <p>(6) 及び に掲げる自動車(平成 20 年 12 月 31 日以前に製作されたものを除く。)については、4 - 27 - 10(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項関係) (略) 次に掲げる自動車のいずれにも該当するもの。 ア 次のいずれかに該当する自動車 (ア)~(ウ) (略) (イ) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車</p>
--	---



(オ) (略)
イ (略)

4 - 27 - 7 従前規定の適用

平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 3 項 1 号関係)

4 - 27 - 7 - 1 性能要件

[前面衝突時の乗員保護性能]

- (1) ~ (5) (略)
 (6) 2 - 14 - 1 のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(4) の基準に適合するものとする。
 、
 (略)
 (7) (略)

4 - 27 - 8 従前規定の適用

平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (4 - 27 - 10 及び のものに限る。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 項、第 5 項関係)

4 - 27 - 8 - 1 性能要件

[前面衝突時の乗員保護性能]

- (1) ~ (2) (略)
 (3) 2 - 14 - 1 のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると

(オ) (略)
イ (略)

4 - 27 - 7 従前規定の適用

平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 3 項 1 号関係)

4 - 27 - 7 - 1 性能要件

[前面衝突時の乗員保護性能]

- (1) ~ (5) (略)
 (6) 2 - 14 - 1 のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(4) の基準に適合するものとする。
 、
 (略)
 (7) (略)

4 - 27 - 8 従前規定の適用

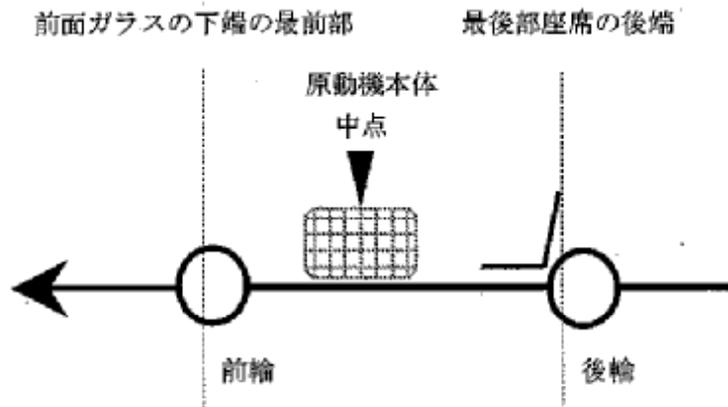
平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (4 - 27 - 10 及び のものに限る。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 項、第 5 項関係)

4 - 27 - 8 - 1 性能要件

[前面衝突時の乗員保護性能]

- (1) ~ (2) (略)
 (3) 2 - 14 - 1 のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難である

<p>認める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。 、 (略)</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能] (4)～(5) (略) (6) 2-14-1の<u>ただし書</u>の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。 、 (略) (7) (略)</p> <p>4-27-9 従前規定の適用 平成20年12月31日以前に製作された自動車(4-27-10及びのものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第2号、第3号関係)</p> <p>4-27-9-1 性能要件</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能] (1)、(2) (略) (3) 2-14-1の<u>ただし書</u>の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。 、 (略)</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能] (4)～(5) (略) (6) 2-14-1の<u>ただし書</u>の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。 、 (略) (7) (略)</p> <p>[歩行者保護性能] (8) (略)</p> <p>4-27-10 従前規定の適用 及びに掲げる自動車(平成20年12月31日以前に製作されたものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第4項、第5項関係) (略) 次に掲げる自動車のいずれにも該当するもの。 ア 次のいずれかに該当する自動車 (ア)～(ウ) (略) (I) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車</p>	<p>と認める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。 、 (略)</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能] (4)～(5) (略) (6) 2-14-1の<u>ただし書き</u>の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。 、 (略) (7) (略)</p> <p>4-27-9 従前規定の適用 平成20年12月31日以前に製作された自動車(4-27-10及びのものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第2号、第3号関係)</p> <p>4-27-9-1 性能要件</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能] (1)、(2) (略) (3) 2-14-1の<u>ただし書き</u>の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。 、 (略)</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能] (4)～(5) (略) (6) 2-14-1の<u>ただし書き</u>の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。 、 (略) (7) (略)</p> <p>[歩行者保護性能] (8) (略)</p> <p>4-27-10 従前規定の適用 及びに掲げる自動車(平成20年12月31日以前に製作されたものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第4項、第5項関係) (略) 次に掲げる自動車のいずれにも該当するもの。 ア 次のいずれかに該当する自動車 (ア)～(ウ) (略) (I) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車</p>
---	---



(オ) (略)
イ (略)

4 - 33 運転者席

4 - 33 - 1 性能要件 (視認等による審査)

- (1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条関係、細目告示第 105 条第 1 項関係)

普通自動車及び小型自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び軽自動車 (カタピラ及びびそりを有する軽自動車を除く。) の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物 (高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。4 - 33 - 1 (1) において同じ。) の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。

(オ) (略)
イ (略)

4 - 33 運転者席

4 - 33 - 1 性能要件 (視認等による審査)

- (1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条関係、細目告示第 105 条第 1 項関係)

専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以下のもの (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物 (高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。以下同じ。) の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。

ア～エ (略)

(参考図) (略)

ア及びイにおける「当該自動車の前面」とは、当該自動車の車体(バンパ、フック、ヒンジ等(指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものを除く。))の附属物を除く。)の前面とする。

に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、 のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの位置に置かれた障害物の一部が直接確認できない場合は、 の基準に適合しないものとする。ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。

(条件)

ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ検査時車両状態とする。

イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。

ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準(中立)の位置とする。

ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。

エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。

(ア) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

(イ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

(ウ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に25°の位置とする。ただし、鉛直面から後方に25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、これらのものを取り除いた状態とする。

 に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。

(略)

(2) (略)

4 - 34 座席

4 - 34 - 1 - 1 視認等による審査

(1)～(3) (略)

(4) (2)の規定は、(2)本文ただし書の規定により、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって、次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベル

ア～エ (略)

(参考図) (略)

 の自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。

(略)

(2) (略)

4 - 34 座席

4 - 34 - 1 - 1 視認等による審査

(1)～(3) (略)

(4) (2)の規定は、(2)本文ただし書の規定により、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって、次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベル

<p>の取付装置を備えるものには、適用しない。(細目告示第106条第4項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(5)~(7) (略)</p> <p>4 - 34 - 6 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。</p> <p>、 (略)</p> <p>3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)~(9) (略)</p> <p>4 - 34 - 7 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。</p> <p>、 (略)</p> <p>3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>4 - 34 - 8 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。</p> <p>、 (略)</p> <p>3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)~(9) (略)</p> <p>4 - 34 - 9 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。</p> <p>、 (略)</p>	<p>トの取付装置を備えるものには、適用しない。(細目告示第106条第4項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(5)~(7) (略)</p> <p>4 - 34 - 6 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。</p> <p>、 (略)</p> <p>3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)~(9) (略)</p> <p>4 - 34 - 7 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。</p> <p>、 (略)</p> <p>3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>4 - 34 - 8 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。</p> <p>、 (略)</p> <p>3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)~(9) (略)</p> <p>4 - 34 - 9 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。</p> <p>、 (略)</p>
---	---

<p>3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>4 - 34 - 10 - 1 性能要件</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。</p> <p>、 (略)</p> <p>3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>4 - 36 座席ベルト等</p> <p>4 - 36 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和50年3月31日以前に製作された自動車(昭和44年9月30日以前に製作された自動車にあっては、専ら乗用の用に供するもの(軽自動車を除く。))に限る。)については、4 - 36 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第20条第4項から第6項関係)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4 - 36 - 6 従前規定の適用</p> <p>昭和50年3月31日以前に製作された自動車(昭和44年9月30日以前に製作された自動車にあっては、専ら乗用の用に供するもの(軽自動車を除く。))に限る。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第4項から第6項関係)</p> <p>4 - 40 通路</p> <p>4 - 40 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる座席にあって乗降口から容易に着席できるものは、(2)及び(3)のただし書の「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。(細目告示第33条第4項関係、細目告示第111条第4項関係)</p>	<p>3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>4 - 34 - 10 - 1 性能要件</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。</p> <p>、 (略)</p> <p>3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>4 - 36 座席ベルト等</p> <p>4 - 36 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和50年3月31日以前に製作された自動車(昭和44年9月30日以前に製作された自動車にあっては、専ら乗用の用に供するもの(軽自動車を除く。))に限る。)については、4 - 36 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第20条第4項から第6項関係)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4 - 36 - 6 従前規定の適用</p> <p>昭和50年3月31日以前に製作された自動車(昭和44年9月30日以前に製作された自動車にあっては、専ら乗用の用に供するもの(軽自動車を除く。))に限る。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第4項から第6項関係)</p> <p>4 - 40 通路</p> <p>4 - 40 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる座席にあって乗降口から容易に着席できるものは、(2)及び(3)のただし書の「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。(細目告示第33条第4項関係、細目告示第111条第4項関係)</p>
--	--

<p>乗降口に隣接して設けられた座席 の座席の側方に隣接して設けられた座席であって、定員 2 名分までのもの (参考図) (略) (7) (略)</p> <p>4 - 40 - 5 - 1 性能要件 (1) ~ (3) (略) (4) 次の各号に掲げる座席にあって、乗降口から容易に着席できるものは、(2) <u>ただし</u> <u>書</u>の「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。 、 (略) (5) (略)</p> <p>4 - 40 - 6 - 1 性能要件 (1) ~ (3) (略) (4) 次の各号に掲げる座席にあって、乗降口から容易に着席できるものは、(2) <u>ただし</u> <u>書</u>の「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。 、 (略)</p> <p>4 - 47 窓ガラス貼付物等 4 - 47 - 1 性能要件 4 - 47 - 1 - 1 視認等による審査 (1) 4 - 46 - 1 (5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガ ラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下 4 - 47 - 1 - 1、4 - 47 - 1 - 2 及び 4 - 47 - 5 - 1 において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又 は刻印されているとはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明 らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告 示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係) ~ (略) から までに掲げるもののほか、<u>装着され、はり付けられ、又は塗装された状</u> <u>態</u>において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の 範囲に係る部分における可視光線の透過率が 70%以上であることが確保できるもの 自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難 を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、 標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開 口部(ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている 部分を除く。以下 4 - 47 - 1 - 1 において同じ。)の下縁から 100mm 以下、かつ標 識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から 125mm 以内となるように貼付又は刻印されたもの (参考図) (略)</p>	<p>乗降口に隣接して設けられた座席 の座席の側方に隣接して設けられた座席であって、定員 2 名分までのもの (参考図) (略) (7) (略)</p> <p>4 - 40 - 5 - 1 性能要件 (1) ~ (3) (略) (4) 次の各号に掲げる座席にあって、乗降口から容易に着席できるものは、(2) <u>ただし</u> <u>書き</u>の「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。 、 (略) (5) (略)</p> <p>4 - 40 - 6 - 1 性能要件 (1) ~ (3) (略) (4) 次の各号に掲げる座席にあって、乗降口から容易に着席できるものは、(2) <u>ただし</u> <u>書き</u>の「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。 、 (略)</p> <p>4 - 47 窓ガラス貼付物等 4 - 47 - 1 性能要件 4 - 47 - 1 - 1 視認等による審査 (1) 4 - 46 - 1 (5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けら れ、塗装され、又は刻印されているとはならない。ただし、自動車製作者が付したこ とが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細 目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係) ~ (略) から までに掲げるもののほか、はり付けられ、又は塗装された状態において、 透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部 分における可視光線の透過率が 70%以上であることが確保できるもの 自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難 を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、 標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開 口部(ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている 部分を除く。以下、4 - 47 - 1 - 1 において同じ。)の下縁から 100mm 以下、かつ 標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から 125mm 以内となるように貼付又は刻印されたもの (参考図) (略)</p>
--	---

(略)

(2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び4-89の装置を確認するために必要な範囲並びに4-89-1ただし書の自動車の窓ガラスのうち4-89-1の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。(細目告示第39条第4項関係、細目告示第117条第5項関係)

~ (略)

(3) 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1) の「透明であり」とされるものとする。(細目告示第39条第5項関係、細目告示第117条第6項関係)

~ (略)

4-47-1-2 テスタ等による審査

前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着され、はり付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

4-47-5 従前規定の適用

(略)

4-47-5-1 性能要件

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着され、はり付けられ、又は塗装されていない。ただし、窓ふき器についてはこの限りでない。

~ (略)

から までに掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの

、 (略)

(2) (略)

(3) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲(後写鏡及び4-89の装置を確認するために必要な範囲並びに4-89-1ただし書の自動車の窓ガラスのうち4-89-1の障害物を確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。

~ (略)

(4) 前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着され、はり付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回る

(略)

(2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び4-89の装置を確認するために必要な範囲並びに4-89-1ただし書の自動車の窓ガラスのうち4-89-1の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。(細目告示第39条第4項関係、細目告示第117条第5項関係)

~ (略)

(3) 窓ガラスにはり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1) の「透明であり」とされるものとする。(細目告示第39条第5項関係、細目告示第117条第6項関係)

~ (略)

4-47-1-2 テスタ等による審査

前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等がはり付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

4-47-5 従前規定の適用

(略)

4-47-5-1 性能要件

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)には、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、又は塗装されていない。

~ (略)

から までに掲げるもののほか、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの

、 (略)

(2) (略)

(3) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲(後写鏡及び4-89の装置を確認するために必要な範囲並びに4-89-1ただし書の自動車の窓ガラスのうち4-89-1の障害物を確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。

~ (略)

(4) 前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等ははり付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがある

おそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

(5) 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、(1) の「透明であり」とされるものとする。

～ (略)

4 - 48 騒音防止装置

4 - 48 - 2 性能要件 (テスタ等による審査)

(1) (略)

(2) (1) の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な付属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取り除いた状態をいう。ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定

(略)

(3)、(4) (略)

4 - 48 - 4 適用関係の整理

(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、4 - 48 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係)

(表略)

(2) ~ (8) (略)

4 - 48 - 5 従前規定の適用

次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係)

(表略)

4 - 49 排出ガス発散防止装置

4 - 49 - 1 性能要件 (視認等による審査)

と認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

(5) 窓ガラスにはり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、(1) の「透明であり」とされるものとする。

～ (略)

4 - 48 騒音防止装置

4 - 48 - 2 性能要件 (テスタ等による審査)

(1) (略)

(2) (1) の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車両中心又は最も後方の車両中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な付属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取り除いた状態をいう。ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定

(略)

(3)、(4) (略)

4 - 48 - 4 適用関係の整理

(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、4 - 48 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係)

(表略)

(2) ~ (8) (略)

4 - 42 - 5 従前規定の適用

次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係)

(表略)

4 - 49 排出ガス等発散防止装置

4 - 49 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1)、(2) (略)

(3) 尿素選択還元型触媒システム又はアンモニア水を用いたNOx低減装置を備えた自動車 あっては、排気管の開口部から排気流の方向に30cm程度離れた位置の排気ガスを鼻に向けて手で煽りながら希釈して嗅いだ際にアンモニア臭が認められるものは、(1)の基準に適合しないものとする。

4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4-51-1 性能要件

4-51-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合することが明らかである自動車 あっては、 に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第119条第2項第1号関係)

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク等(各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。) が取り外されているもの

~ (略)

4-51-1-2 書面等による審査

(1) (略)

(2) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは、(1)に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び(1)に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととする。

~ (略)

尿素選択還元型触媒システムを備えたもの

[並行・試作等のOBD適用外]

(3) (略)

4-51-8 従前規定の適用

(略)

4-51-8-1 性能要件

4-51-8-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合することが明らかである自動車 あっては、 に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水

(1)、(2) (略)

4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4-51-1 性能要件

4-51-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合することが明らかである自動車 あっては、 に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第119条第2項第1号関係)

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置等(各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。) が取り外されているもの

~ (略)

4-51-1-2 書面等による審査

(1) (略)

(2) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは、(1)に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び(1)に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととする。

~ (略)

[並行・試作等のOBD適用外]

(3) (略)

4-51-8 従前規定の適用

(略)

4-51-8-1 性能要件

4-51-8-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合することが明らかである自動車 あっては、 に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置等(各装

添加ユニット、尿素水タンク等（各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。）が取り外されているもの
～（略）

- 4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例
4 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）
(1)～(9)（略）

(10) 平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成 14 年 10 月 1 日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

ただし、法第 67 条第 1 項ただし書の事由により、平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け自動車検査証の記載事項の変更を行う場合であって、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたことを証する書面の提出があった場合における特定期日については、この規定にかかわらず、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたものとして、当該変更が行われた後の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

(11)、(12)（略）

- 4 - 57 走行用前照灯
4 - 57 - 1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。4 - 58 - 1 において同じ。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。（保安基準第 32 条第 1 項関係）

- 4 - 57 - 2 性能要件等
4 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係）

走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合する

置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。）が取り外されているもの
～（略）

- 4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例
4 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）
(1)～(9)（略）

(10) 平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成 14 年 10 月 1 日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

ただし、法第 67 条第 1 項ただし書きの事由により、平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け自動車検査証の記載事項の変更を行う場合であって、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたことを証する書面の提出があった場合における特定期日については、この規定にかかわらず、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたものとして、当該変更が行われた後の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

(11)、(12)（略）

- 4 - 57 走行用前照灯
4 - 57 - 1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。4 - 58 - 1 において同じ。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。（保安基準第 32 条第 1 項関係）

- 4 - 57 - 2 性能要件等
4 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係）

走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合する

ものとする。(細目告示第120条第1項第1号)

ア (略)

イ 計測値の判定

(ア) 自動車((イ)の自動車を除く。)に備える走行用前照灯(四灯式(同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。))にあっては、主走行ビーム)は、その光度が最大となる点(以下4-57及び4-58において「最高光度点」という。)が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。

a~c (略)

(イ) (略)

、 (略)

4-57-2-2 視認等による審査 (略)

4-57-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車の備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては、最高速度20km/h未満の自動車の備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあっては、 から まで及び4-57-2-1)に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第3項関係、細目告示第120条第2項関係)

~ (略)

走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書きの場合にあっては、この限りでない。

~ (略)

(2) (略)

4-57-7-3 取付要件

(1) 4-57-7-1(1)の走行用前照灯は、4-57-7-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4-57-8-3 取付要件

(1) 4-57-8-1(1)の走行用前照灯は、4-57-8-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場

ものとする。(細目告示第120条第1項第1号)

ア (略)

イ 計測値の判定

(ア) 自動車((イ)の自動車を除く。)に備える走行用前照灯(四灯式(同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。))にあっては、主走行ビーム)は、その光度が最大となる点(以下、4-57及び4-58において「最高光度点」という。)が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。

a~c (略)

(イ) (略)

、 (略)

4-57-2-2 視認等による審査 (略)

4-57-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車の備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては、最高速度20km/h未満の自動車の備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあっては、 から まで及び4-57-2-1)に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第3項関係、細目告示第120条第2項関係)

~ (略)

走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書きの場合にあっては、この限りでない。

~ (略)

(2) (略)

4-57-7-3 取付要件

(1) 4-57-7-1(1)の走行用前照灯は、4-57-7-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4-57-8-3 取付要件

(1) 4-57-8-1(1)の走行用前照灯は、4-57-8-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場

合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

～ (略)

(2) (略)

4 - 58 すれ違い用前照灯

4 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係)
ただし、4 - 57 - 2 - 1 後段及び後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。

4 - 58 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第6項関係)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項)

～ (略)

すれ違い用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書の場合にあっては、この限りでない。

～ (略)

(2)(略)

4 - 58 - 5 - 3 取付要件

(1) 4 - 58 - 5 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 5 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

～ (略)

(2)～(4)(略)

4 - 58 - 6 - 3 取付要件

(1) 4 - 58 - 6 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 6 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置

合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

～ (略)

(2) (略)

4 - 58 すれ違い用前照灯

4 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係)
ただし、4 - 57 - 2 - 1 後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。

4 - 58 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第6項関係)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項)

～ (略)

すれ違い用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書きの場合にあっては、この限りでない。

～ (略)

(2)(略)

4 - 58 - 5 - 3 取付要件

(1) 4 - 58 - 5 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 5 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

～ (略)

(2)～(4)(略)

4 - 58 - 6 - 3 取付要件

(1) 4 - 58 - 6 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 6 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、

<p>等の測定方法」によるものとする。 ~ (略) (2)~(4) (略)</p> <p>4 - 58 - 7 - 3 取付要件 (1) 4 - 58 - 7 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 7 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。 ~ (略) (2)~(4) (略)</p> <p>4 - 58 - 8 - 3 取付要件 (1) 4 - 58 - 8 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 8 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。 ~ (略) (2)~(4)</p> <p>4 - 58 - 9 - 2 性能要件 (1) 4 - 58 - 9 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの) であっては、15m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。この場合において、平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。) であっては、次に掲げるいずれかの方法により、判定するものとする。 ア 前照灯試験機(すれ違い用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。 ただし、<u>4 - 57 - 8 - 2 (1)</u> の規定に適合した自動車にあつては、当分の間、この限りではない。 (ア)、(イ) (略) イ (略) (2)、(3) (略)</p>	<p><u>取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)</u>」によるものとする。 ~ (略) (2)~(4) (略)</p> <p>4 - 58 - 7 - 3 取付要件 (1) 4 - 58 - 7 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 7 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)</u>」によるものとする。 ~ (略) (2)~(4) (略)</p> <p>4 - 58 - 8 - 3 取付要件 (1) 4 - 58 - 8 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 8 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)</u>」によるものとする。 ~ (略) (2)~(4)</p> <p>4 - 58 - 9 - 2 性能要件 (1) 4 - 58 - 9 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの) であっては、15m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。この場合において、平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。) であっては、次に掲げるいずれかの方法により、判定するものとする。 ア 前照灯試験機(すれ違い用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。 ただし、<u>4 - 57 - 8 - 1 (1)</u> の規定に適合した自動車にあつては、当分の間、この限りではない。 (ア)、(イ) (略) イ (略) (2)、(3) (略)</p>
--	---

4 - 58 - 9 - 3 取付要件

(1) 4 - 58 - 9 - 1 (1) のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 9 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

~ (略)

(2) ~ (5) (略)

4 - 61 前部霧灯

4 - 61 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 121 条第 3 項関係)

~ (略)

前部霧灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書の場合にあっては、この限りでない。

、 (略)

(2) (略)

4 - 61 - 5 - 3 取付要件

(1) 前部霧灯は、4 - 61 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4 - 61 - 6 - 3 取付要件

(1) 前部霧灯は、4 - 61 - 6 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4 - 61 - 7 - 3 取付要件

4 - 58 - 9 - 3 取付要件

(1) 4 - 58 - 9 - 1 (1) のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 9 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

~ (略)

(2) ~ (5) (略)

4 - 61 前部霧灯

4 - 61 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 121 条第 3 項関係)

~ (略)

前部霧灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書きの場合にあっては、この限りでない。

、 (略)

(2) (略)

4 - 61 - 5 - 3 取付要件

(1) 前部霧灯は、4 - 61 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4 - 61 - 6 - 3 取付要件

(1) 前部霧灯は、4 - 61 - 6 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4 - 61 - 7 - 3 取付要件

<p>(1) 前部霧灯は、4 - 61 - 7 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 62 側方照射灯</p> <p>4 - 62 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第44条第2項関係、細目告示第122条第3項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 63 車幅灯</p> <p>4 - 63 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条第3項関係)</p> <p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係)</p> <p>(略)</p> <p>二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。</p> <p>~ (略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>4 - 63 - 7 - 2 性能要件</p> <p>車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合する</p>	<p>(1) 前部霧灯は、4 - 61 - 7 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 62 側方照射灯</p> <p>4 - 62 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第44条第2項関係、細目告示第122条第3項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 63 車幅灯</p> <p>4 - 63 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条第3項関係)</p> <p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係)</p> <p>(略)</p> <p>二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となる ように取り付けられていること。</p> <p>~ (略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>4 - 63 - 7 - 2 性能要件</p> <p>車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合する</p>
--	---

<p>ものとする。この場合において、照明部の取扱いは、<u>別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>ア 光源が5 W以上で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が15cm²以上のもの イ、ウ (略) (略)</p> <p>4 - 63 - 9 - 2 性能要件 車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、<u>別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>ア~ウ (略) ~ (略)</p> <p>4 - 64 前部上側端灯 4 - 64 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条の2第3項関係) この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第46条第2項関係、細目告示第124条第3項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>4 - 65 前部反射器 4 - 65 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条第3項関係) この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第47条第2項関係、細目告示第125条第3項関係)</p>	<p>ものとする。この場合において、照明部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。</p> <p>ア 光源が5 W以上30W以下で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が15cm²以上のもの イ、ウ (略) (略)</p> <p>4 - 63 - 9 - 2 性能要件 車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。</p> <p>ア~ウ (略) ~ (略)</p> <p>4 - 64 前部上側端灯 4 - 64 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条の2第3項関係) この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第46条第2項関係、細目告示第124条第3項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>4 - 65 前部反射器 4 - 65 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条第3項関係) この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第47条第2項関係、細目告示第125</p>
--	--

<p>～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 65 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) 前部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げる前部反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合においては、反射部の取扱いは、<u>別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。 ア～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 65 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) 前部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げる前部反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合においては、反射部の取扱いは、<u>別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。 ア～ウ (略) 、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 66 側方灯</p> <p>4 - 66 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係) この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 66 - 7 - 2 性能要件</p> <p>(1) 側方灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合においては、照明部の取扱いは、<u>別添 9「灯火等の照明部、</u></p>	<p>条第 3 項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 65 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) 前部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げる前部反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合においては、反射部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。 ア～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 65 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) 前部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げる前部反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合においては、反射部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。 ア～ウ (略) 、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 66 側方灯</p> <p>4 - 66 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係) この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 66 - 7 - 2 性能要件</p> <p>(1) 側方灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合においては、照明部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等</u></p>
---	---

<p>個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 67 側方反射器</p> <p>4 - 67 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 67 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略)</p> <p>次の各号に掲げる側方反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合において、反射部の取扱いは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。</p> <p>4 - 67 - 7 - 2 性能要件</p> <p>(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略)</p> <p>次に掲げる側方反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合において、反射部の取扱いは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) 、 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 67 側方反射器</p> <p>4 - 67 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 67 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略)</p> <p>次の各号に掲げる側方反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合において、反射部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。</p> <p>4 - 67 - 7 - 2 性能要件</p> <p>(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略)</p> <p>次に掲げる側方反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合において、反射部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) 、 (略)</p> <p>(2) (略)</p>
---	---

<p>4 - 69 尾灯</p> <p>4 - 69 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条第 3 項関係）</p> <p>この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 128 条第 3 項関係）</p> <p>～ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 - 69 - 6 - 3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、4 - 69 - 8 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>～ （略）</p> <p>4 - 63 - 6 - 1 のただし書の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を 2 つ以上有するものであって、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」により 1 個の尾灯として見なされるものについては、 の「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 - 69 - 7 - 3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、4 - 69 - 7 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>～ （略）</p> <p>4 - 69 - 7 - 1 のただし書の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を 2 つ以上有するものであって、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」により 1 個の尾灯として見なされるものについては、及び の「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 - 69 - 8 - 2 性能要件</p> <p>(1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p>	<p>4 - 69 尾灯</p> <p>4 - 69 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条第 3 項関係）</p> <p>この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 128 条第 3 項関係）</p> <p>～ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 - 69 - 6 - 3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、4 - 69 - 8 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>～ （略）</p> <p>4 - 63 - 6 - 1 のただし書きの自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を 2 つ以上有するものであって、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」により 1 個の尾灯として見なされるものについては、 の「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 - 69 - 7 - 3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、4 - 69 - 7 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>～ （略）</p> <p>4 - 69 - 7 - 1 のただし書きの自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を 2 つ以上有するものであって、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」により 1 個の尾灯として見なされるものについては、及び の「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 - 69 - 8 - 2 性能要件</p> <p>(1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。</p>
---	---

<p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 69 - 8 - 3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、4 - 69 - 8 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ～ (略) 4 - 69 - 8 - 1 の<u>ただし書</u>の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>により1個の尾灯として見なされるものについては、及びの「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 69 - 9 - 3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、4 - 69 - 9 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ～ (略) 4 - 69 - 9 - 1 の<u>ただし書</u>の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>により1個の尾灯として見なされるものについては、及びの「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 69 - 10 - 2 性能要件</p> <p>(1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 69 - 10 - 3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、4 - 69 - 10 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ～ (略) 4 - 69 - 10 - 1 の<u>ただし書</u>の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2</p>	<p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 69 - 8 - 3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、4 - 69 - 8 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ～ (略) 4 - 69 - 8 - 1 の<u>ただし書</u>の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>により1個の尾灯として見なされるものについては、及びの「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 69 - 9 - 3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、4 - 69 - 9 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ～ (略) 4 - 69 - 9 - 1 の<u>ただし書</u>の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>により1個の尾灯として見なされるものについては、及びの「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 69 - 10 - 2 性能要件</p> <p>(1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。 ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 69 - 10 - 3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、4 - 69 - 10 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ～ (略) 4 - 69 - 10 - 1 の<u>ただし書</u>の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を</p>
---	---

つ以上有するものであって、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」により1個の尾灯として見なされるものについては、及びの「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。

(2) (略)

4 - 70 後部霧灯

4 - 70 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の2第3項関係)

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第51条第2項関係、細目告示第129条第3項関係)

~ (略)

後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 70 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

4 - 70 - 5 - 3 取付要件

(1) 後部霧灯は、4 - 70 - 5 - 2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4 - 70 - 6 - 3 取付要件

(1) 後部霧灯は、4 - 70 - 6 - 2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4 - 71 駐車灯

4 - 71 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、

2つ以上有するものであって、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」により1個の尾灯として見なされるものについては、及びの「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。

(2) (略)

4 - 70 後部霧灯

4 - 70 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の2第3項関係)

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第51条第2項関係、細目告示第129条第3項関係)

~ (略)

後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 69 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

4 - 70 - 5 - 3 取付要件

(1) 後部霧灯は、4 - 70 - 5 - 2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4 - 70 - 6 - 3 取付要件

(1) 後部霧灯は、4 - 70 - 6 - 2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4 - 71 駐車灯

4 - 71 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、

視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 130 条第 3 項関係)

~ (略)

(2) (略)

4 - 71 - 6 - 2 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、(1) 及び(2) の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

~ (略)

(4) (略)

4 - 71 - 7 - 2 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、(1) 及び(2) の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

~ (略)

(4) (略)

4 - 72 後部上側端灯

4 - 72 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 131 条第 3 項関係)

~ (略)

(2) (略)

視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 130 条第 3 項関係)

~ (略)

(2) (略)

4 - 71 - 6 - 2 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、(1) 及び(2) の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

~ (略)

(4) (略)

4 - 71 - 7 - 2 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、(1) 及び(2) の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

~ (略)

(4) (略)

4 - 72 後部上側端灯

4 - 72 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 131 条第 3 項関係)

~ (略)

(2) (略)

<p>4 - 72 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) 後部上側端灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げる後部上側端灯であって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) 、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 73 後部反射器</p> <p>4 - 73 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条第3項関係) この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第54条第2項関係、細目告示第132条第3項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 73 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) 後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ～ (略) 次に掲げる後部反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合において、反射部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。 ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 73 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) 後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ～ (略) 次に掲げる後部反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合において、反射部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。 ア～ウ (略)</p>	<p>4 - 72 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) 後部上側端灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げる後部上側端灯であって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。 ア～ウ (略) 、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 73 後部反射器</p> <p>4 - 73 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条第3項関係) この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第54条第2項関係、細目告示第132条第3項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 73 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) 後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ～ (略) 次に掲げる後部反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合において、反射部の取扱いは、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。 ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 73 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) 後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ～ (略) 次に掲げる後部反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合において、反射部の取扱いは、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。 ア～ウ (略)</p>
---	--

<p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 74 大型後部反射器</p> <p>4 - 74 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 133 条第 3 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 76 制動灯</p> <p>4 - 76 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 76 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、<u>の基準に適合するものとする。</u>この場合において、照明部の取扱いは、<u>別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 76 - 6 - 3 取付要件</p>	<p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 74 大型後部反射器</p> <p>4 - 74 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 133 条第 3 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 76 制動灯</p> <p>4 - 76 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 76 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、<u>の基準に適合するものとする。</u>この場合において、照明部の取扱いは、<u>細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 76 - 6 - 3 取付要件</p>
---	--

<p>(1) 制動灯は、4 - 76 - 6 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、 に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ~ (略) 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及び に規定するほか、<u>4 - 69 - 6 - 3(1)</u> の基準に準じたものであること。 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 制動灯は、4 - 76 - 6 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、 に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ~ (略) 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及び に規定するほか、<u>4 - 76 - 6 - 3(1)</u> の基準に準じたものであること。 (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>4 - 76 - 7 - 2 性能要件</p> <p>(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>ア~ウ (略) ~ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 - 76 - 7 - 2 性能要件</p> <p>(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。 ア~ウ (略) ~ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>4 - 76 - 7 - 3 取付要件</p> <p>(1) 制動灯は、4 - 76 - 7 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、 に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ~ (略) 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及び に規定するほか、<u>4 - 69 - 8 - 3(1)</u> 及び の基準に準じたものであること。 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 - 76 - 7 - 3 取付要件</p> <p>(1) 制動灯は、4 - 76 - 7 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、 に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ~ (略) 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及び に規定するほか、<u>4 - 63 - 8 - 3(1)</u> 及び の基準に準じたものであること。 (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>4 - 76 - 8 - 3 取付要件</p> <p>(1) 制動灯は、4 - 76 - 9 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、 に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ~ (略) 4 - 76 - 9 - 1 ただし書の自動車に備えられている制動灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>により1個の制動灯として見なされるものについては、 の「後面の両面に備える制動灯」とされないものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 - 76 - 8 - 3 取付要件</p> <p>(1) 制動灯は、4 - 76 - 9 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、 に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 ~ (略) 4 - 76 - 9 - 1 ただし書きの自動車に備えられている制動灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>により1個の制動灯として見なされるものについては、 の「後面の両面に備える制動灯」とされないものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

4 - 76 - 9 従前規定の適用
(略)

4 - 76 - 9 - 2 性能要件

(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

(略)

次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア～ウ (略)

～ (略)

(2) (略)

4 - 76 - 9 - 3 取付要件

(1) 制動灯は、4 - 76 - 9 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

～ (略)

後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及びに規定するほか、4 - 69 - 10 - 3(1) 及びの基準に準じたものであること。

4 - 69 - 9 - 1 ただし書きの自動車に備えられている制動灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」により1個の制動灯として見なされるものについては、の「後面の両面に備える制動灯」とされないものとする。

(2) (略)

4 - 77 補助制動灯

4 - 77 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第39条の2第3項関係)

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第57条第2項関係、細目告示第135条第3項関係)

～ (略)

(2) (略)

4 - 76 - 9 従前規定の適用
(略)

4 - 76 - 9 - 2 性能要件

(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

(略)

次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

ア～ウ (略)

～ (略)

(2) (略)

4 - 76 - 9 - 3 取付要件

(1) 制動灯は、4 - 76 - 9 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

～ (略)

後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及びに規定するほか、4 - 63 - 10 - 3(1) 及びの基準に準じたものであること。

4 - 69 - 9 - 1 ただし書きの自動車に備えられている制動灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」により1個の制動灯として見なされるものについては、の「後面の両面に備える制動灯」とされないものとする。

(2) (略)

4 - 77 補助制動灯

4 - 77 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第39条の2第3項関係)

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第57条第2項関係、細目告示第135条第3項関係)

～ (略)

(2) (略)

4 - 77 - 5 従前規定の適用
(略)

4 - 77 - 5 - 3 取付要件

(1) 補助制動灯は、4 - 77 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取り扱いは、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4 - 79 方向指示器

4 - 79 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)

~ (略)

(3) (略)

4 - 79 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和35年 3 月31日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が650mm未満のものについては、4 - 79 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第45条第 2 項第 2 号関係)

(2) 昭和35年 3 月31日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものと昭和35年 3 月31日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車のかじ取ハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものとを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4 - 79 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第45条第 2 項第 3 号関係)

(3) ~ (10) (略)

4 - 79 - 5 従前規定の適用

昭和35年 3 月31日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が650mm未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第 2 項第 2 号関係)

4 - 77 - 5 従前規定の適用
(略)

4 - 77 - 5 - 3 取付要件

(1) 補助制動灯は、4 - 77 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取り扱いは、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

~ (略)

(2) (略)

4 - 79 方向指示器

4 - 79 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)

~ (略)

(3) (略)

4 - 79 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和35年 3 月31日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取りハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が650mm未満のものについては、4 - 79 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第45条第 2 項第 2 号関係)

(2) 昭和35年 3 月31日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取りハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものと昭和35年 3 月31日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車のかじ取りハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものとを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4 - 79 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第45条第 2 項第 3 号関係)

(3) ~ (10) (略)

4 - 79 - 5 従前規定の適用

昭和35年 3 月31日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取りハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が650mm未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第 2 項第 2 号関係)

<p>4 - 79 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、<u>の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</u></p> <p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 - 79 - 6 従前規定の適用</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、<u>かじりハンドル</u>の中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものと昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車の<u>かじりハンドル</u>の中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものとを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第2項第3号関係)</p> <p>4 - 79 - 7 - 2 性能要件</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、<u>の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</u></p> <p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 - 79 - 8 - 2 性能要件</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、<u>の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</u></p> <p>ア～ウ (略) (略)</p>	<p>4 - 79 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、<u>の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。</u></p> <p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 - 79 - 6 従前規定の適用</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、<u>かじりハンドル</u>の中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものと昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車の<u>かじりハンドル</u>の中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものとを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第2項第3号関係)</p> <p>4 - 79 - 7 - 2 性能要件</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、<u>の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。</u></p> <p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 - 79 - 8 - 2 性能要件</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、<u>の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。</u></p> <p>ア～ウ (略) (略)</p>
---	--

<p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 - 79 - 9 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2)～(5)</p> <p>4 - 79 - 10 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) 、 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 - 79 - 11 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) 、 (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4 - 79 - 12 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、</u></p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 - 79 - 9 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」</u>によるものとする。 ア～ウ (略) (略)</p> <p>(2)～(5)</p> <p>4 - 79 - 10 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」</u>によるものとする。 ア～ウ (略) 、 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 - 79 - 11 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」</u>によるものとする。 ア～ウ (略) 、 (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4 - 79 - 12 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の</u></p>
---	--

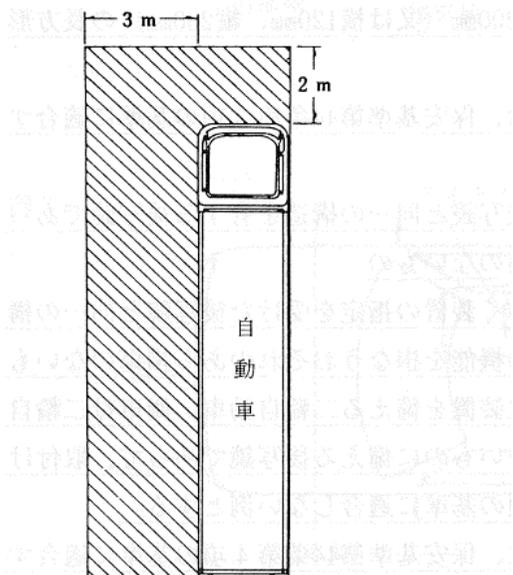
<p>個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) 、 (略) (2)～(4) (略)</p> <p>4 - 79 - 13 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) ～ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>4 - 79 - 14 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) ～ (略) (2)、(3) (略)</p> <p>4 - 80 補助方向指示器 4 - 80 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の2第3項関係) この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第60条第2項関係、細目告示第138条第3項関係)</p> <p>、 (略) (2) (略)</p>	<p><u>照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第2章第2節及び同章第3節関係)</u>によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) 、 (略) (2)～(4) (略)</p> <p>4 - 79 - 13 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第2章第2節及び同章第3節関係)</u>によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) ～ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>4 - 79 - 14 - 2 性能要件 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第2章第2節及び同章第3節関係)</u>によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略) ～ (略) (2)、(3) (略)</p> <p>4 - 80 補助方向指示器 4 - 80 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の2第3項関係) この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第2章第2節及び同章第3節関係)</u>によるものとする。(細目告示第60条第2項関係、細目告示第138条第3項関係)</p> <p>、 (略) (2) (略)</p>
---	---

<p>4 - 80 - 5 - 3 取付要件</p> <p>(1) 補助方向指示器は、4 - 79 - 13 - 3 (1) 及び の基準に準じたものでなければならない。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 - 80 - 6 - 3 取付要件</p> <p>(1) 補助方向指示器は、4 - 79 - 14 - 3 (1) 及び の基準に準じたものでなければならない。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 - 81 非常点滅表示灯</p> <p>4 - 81 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第 61 条第 2 項関係、細目告示第 139 条第 3 項関係)</p> <p>非常点滅表示灯については、4 - 79 - 3 (1) 、 及び から まで並びに 4 - 79 - 3 (2) (から まで及び を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には 4 - 79 - 3 (2) に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置(74/61/EEC(欧州経済共同体指令)に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。)の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、<u>ただし書の規定に適合するものとする。</u></p> <p>、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 81 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常点滅表示灯は、点滅を表示する方向 30mの距離から表示部の形状が確認できるものであること。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p>	<p>4 - 80 - 5 - 3 取付要件</p> <p>(1) 補助方向指示器は、4 - 79 - 13 - 3 (1) 及び の基準に準じたものでなければならない。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 - 80 - 6 - 3 取付要件</p> <p>(1) 補助方向指示器は、4 - 79 - 14 - 3 (1) 及び の基準に準じたものでなければならない。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 - 81 非常点滅表示灯</p> <p>4 - 81 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第 61 条第 2 項関係、細目告示第 139 条第 3 項関係)</p> <p>非常点滅表示灯については、4 - 79 - 3 (1) 、 及び から まで並びに 4 - 79 - 3 (2) (から まで及び を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には 4 - 79 - 3 (2) に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置(74/61/EEC(欧州経済共同体指令)に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。)の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、<u>ただし書の規定に適合するものとする。</u></p> <p>、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 81 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常点滅表示灯は、点滅を表示する方向 30mの距離から表示部の形状が確認できるものであること。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u></p>
---	--

<p>(3)、(4) (略)</p> <p>4 - 81 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常点滅表示灯は、点滅を表示する方向 30mの距離から表示部の形状が確認できるものであること。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4 - 81 - 6 - 3 取付要件</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4 - 79 - 13 - 3 (1)(、 から まで及び を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 - 81 - 7 - 3 取付要件</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4 - 79 - 14 - 3 (1)(から まで及び を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には4 - 79 - 14 - 3 (1) に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 - 89 直前直左鏡</p> <p>4 - 89 - 1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第68条第5項関係、細目告示第146条第7項関係)</p>	<p>によるものとする。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4 - 81 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常点滅表示灯は、点滅を表示する方向 30mの距離から表示部の形状が確認できるものであること。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4 - 81 - 6 - 3 取付要件</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4 - 79 - 13 - 3 (1)(、 から まで及び を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 - 81 - 7 - 3 取付要件</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4 - 79 - 14 - 3 (1)(から まで及び を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には4 - 79 - 14 - 3 (1) に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、照明部の取り扱いは、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 - 89 直前直左鏡</p> <p>4 - 89 - 1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第68条第5項関係、細目告示第146条第7項関係)</p>
---	--

自動車	障害物	自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車 (2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあるもの	(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車 (2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの (乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあるもの	(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの (乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(参考図) 視界の範囲 (略)		(参考図) 視界の範囲 (略)	
4 - 89 - 5 - 1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車 (被牽引自動車を除く。) には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の右欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。		4 - 89 - 5 - 1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車 (被牽引自動車を除く。) には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の右欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。	
自動車の種別	障害物	自動車の種別	障害物
(1) 乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車 (2) に掲げる自動車を除く。)	当該自動車の前面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間に <u>ある</u> 高さ 1 m の障害物	(1) 乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車 (2) に掲げる自動車を除く。)	当該自動車の前面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間に <u>る</u> 高さ 1 m の障害物
(2) 車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)	当該自動車の前面から 2 m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3 m の距離にある鉛直面と当該自動車との間に <u>ある</u> 高さ 1 m の障害物	(2) 車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)	当該自動車の前面から 2 m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3 m の距離にある鉛直面と当該自動車との間に <u>ある</u> 高さ 1 m の障害物

(参考図) 視界の範囲

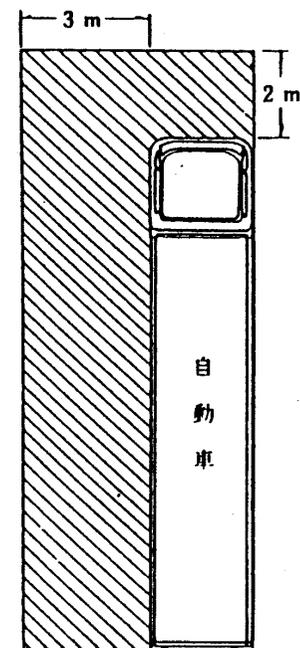
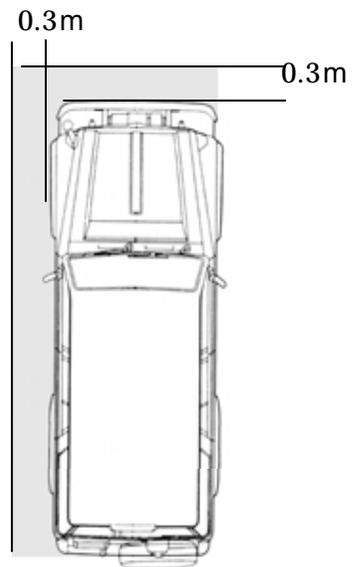


(注) 斜線部は視界の範囲を示す。

(参考図) 視界の範囲

a) 第1号関係

b) 第2号関係



4 - 89 - 6 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の右欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

自動車の種別	障害物
乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車（(2)に掲げる自動車を除く。）	当該自動車の前面から 0.3m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1 m の障害物
車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）	当該自動車の前面から 2 m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3 m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1 m の障害物

(2) (略)

(3) (1)の表の「当該自動車の前面から 2メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前方 2 m、左側方 3 m の範囲内に設置させた高さ 1 m、直径 30cm の円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。

この場合において、「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和 58 年 3 月 28 日自車第 241 号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、保安基準第 44 条第 5 項第 2 号の基準に適合するものとする。

4 - 89 - 6 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の右欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

自動車の種別	障害物
乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車（(2)に掲げる自動車を除く。）	当該自動車の前面から 0.3m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1 m の障害物
車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）	当該自動車の前面から 2 m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3 m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1 m の障害物

(2) (略)

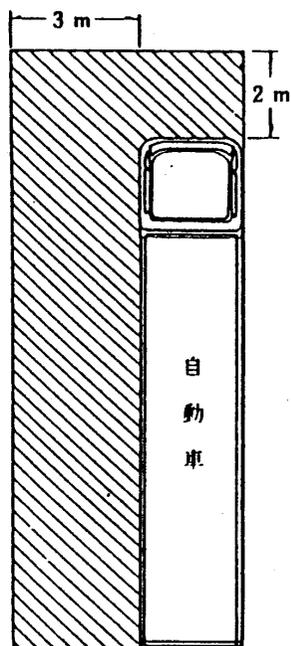
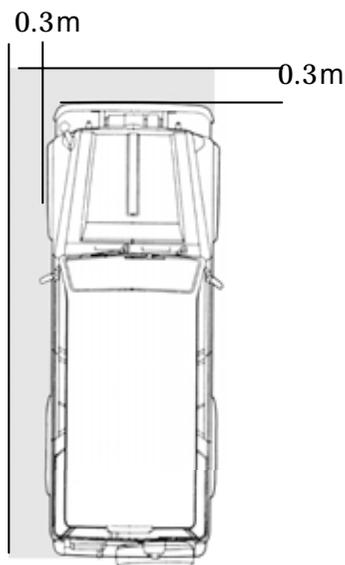
(3) (1)の表の「当該自動車の前面から 2メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前方 2 m、左側方 3 m の範囲内に設置させた高さ 1 m、直径 30cm の円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。

この場合において、「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和 58 年 3 月 28 日自車第 241 号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、保安基準第 44 条第 5 項第 2 号の基準に適合するものとする。

(参考図) 視界の範囲

a) 第1号関係

b) 第2号関係



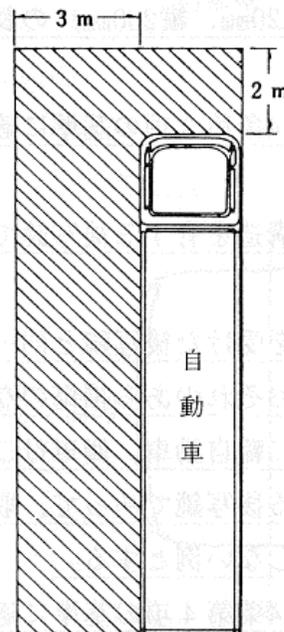
4 - 92 消火器

4 - 92 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和45年5月31日以前に製作された自動車(4-92-1 から までに掲げる自動車(及び に掲げる自動車にあっては、1-3 工及びオに掲げる可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。)を除く。)については、4-92-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第55条第1項関係)

(2) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車であって、アルキルアルミニウム類を運送するものについては、4-92-5(従前規定の適用)の規定を適用する。

(参考図) 視界の範囲



(注) 斜線部は視界の範囲を示す。

4 - 92 消火器

4 - 92 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和45年5月31日以前に製作された自動車(4-92-1 から までに掲げる自動車(及び に掲げる自動車にあっては、1-3 工及びオに掲げる可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。)を除く。)については、4-92-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第55条第1項関係)

(2) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車であって、アルキルアルミニウム類を運送するものについては、4-92-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第55条第2項関係)

類を運送するものについては、4 - 92 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。
（適用関係告示第55条第2項関係）

4 - 105 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

（略）

細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添5「二輪自動車用空気入タイヤの技術基準」（細目告示第11条第3項関係）

—（略）

—（略）

・

・

・

・

42（略）

43（略）

5 - 11 走行装置

5 - 11 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)、(2)（略）

(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第9条第2項関係）

4 - 105 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

（略）

細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」3.1.5.4.の規定中「1.5%」を「1.0%」に読み替え、別紙4 2.2.5.の規定を適用しないものとする。（細目告示第11条第3項第1号関係）

細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」に定める基準。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」3.1.4.2.の規定中「1.5%」を「1.0%」に、3.1.5.3.3.の規定中「5%」を「4%」に読み替え、別紙4 2.2.2.の規定を適用しない。（細目告示第11条第3項第2号関係）

細目告示別添5「二輪自動車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準とする。ただし、細目告示別添5「二輪自動車用空気入タイヤの技術基準」3.1.5.2.の規定中「 $D_{min} = d + (2H \times a)$ 又は $H - 6\text{mm}$ （ $H = 70\text{mm}$ 未満）、 $D - 7\text{mm}$ （ $H = 70\text{mm}$ 以上）」を「 $D_{min} = d + (2H \times a)$ 」に読み替え、2.7.及び2.8.の規定を適用しない。（細目告示第11条第3項第3号関係）

—（略）

—（略）

・

・

・

44（略）

45（略）

5 - 11 走行装置

5 - 11 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)、(2)（略）

(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第9条第2項関係、細目告示第167条第4項関係）

自動車用タイヤに負荷しうる荷重は、自動車の積車状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値が、タイヤの負荷能力以下であること。(細目告示第167条第4項第1号関係)

の場合において、タイヤの負荷能力の算定は、次により行うものとする。

ア 当該タイヤに表示されたロードインデックスに応じ、別表6「ロードインデックスに対応する負荷能力」の負荷能力欄に掲げる値とする。

イ ロードインデックスが表示されていないタイヤにあっては、アの規定にかかわらず、当分の間、社団法人日本自動車タイヤ協会の「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)における「空気圧・負荷能力対応表」に規定する最大負荷能力等のタイヤ製作者が指定する最大負荷能力とすることができるものとする。

ウ 5 - 9 - 1 (2)の速度制限装置又は5 - 10の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度が、タイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあっては、次により算定することができるものとする。

(ア) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車(大型特殊自動車を除く。)にあっては、アにより負荷能力を算定するものに限り、アにより算定した負荷能力に、別表7「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値(少数第1位を四捨五入したのち、整数第1位を二捨三入又は七捨八入により0又は5に丸める。)とする。

(イ) 指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあっては、ア又はイにより算定した負荷能力に、「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値とする。

エ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びウに掲げる方法により算定するものとする。

接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)は、タイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあっては、タイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上の深さを有すること。この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。

なお、いわゆるリググループタイヤ(マークが付されたトラック、バス及びトレーラ用タイヤであつて、タイヤの滑り止めの溝の再溝切りが可能である旨の表

自動車用タイヤに負荷しうる荷重は、自動車の積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値が、タイヤの負荷能力以下であること。

接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)は、タイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあっては、タイヤの接地部の中心線にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上の深さを有すること。この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。

示(「REGROOVABLE」の文字又は次の図に示す記号)が付されたタイヤをいう。)にあっては、再溝切り後において滑り止めの溝の深さの基準に適合すればよい。(細目告示第167条第4項第2号関係)

(図)



- ___ 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。(細目告示第167条第4項第3号)
- ___ タイヤの空気圧が適正であること。(細目告示第167条第4項第4号)
- (4) (略)

5 - 22 燃料装置

5 - 22 - 1 性能要件(視認等による審査)

- (1)、(2) (略)
- (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。この場合において、次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第15条第2項関係、細目告示第174条第3項関係)
- 、 (略)
- 2 - 14 - 1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める燃料装置であって、4 - 22 - 1 - 2 (5)の規定によるもの

5 - 26 車枠及び車体

5 - 26 - 1 性能要件(視認等による審査)

- (1)~(6) (略)
- (7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下でなければならない。ただし、大型特殊自動車であつて、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条第1項第3号関係、細目告示第22条第6項関係、細目告示第100条第6項関係)

- ___ 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。
- ___ タイヤの空気圧が適正であること。
- (4) (略)

5 - 22 燃料装置

5 - 22 - 1 性能要件(視認等による審査)

- (1)、(2) (略)
- (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。この場合において、次に掲げる燃料装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第15条第2項関係、細目告示第174条第3項関係)
- 、 (略)
- 2 - 14 - 1 ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める燃料装置であつて、4 - 22 - 1 - 2 (5)の規定によるもの

5 - 26 車枠及び車体

5 - 26 - 1 性能要件(視認等による審査)

- (1)~(6) (略)
- (7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下でなければならない。ただし、大型特殊自動車であつて、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、

<p>(8) 次に掲げる自動車は、(7)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第22条第7項関係、細目告示第100条第7項関係) ~ (略) バン型自動車等であって、後面の積卸口の全体にとびらを備えているもの</p> <p>(9) (7)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、次により計測した長さとする。(細目告示第178条第6項関係) <u>車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。</u> <u>車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の付属品は含まないものとして計測する。</u> <u>車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。</u> <u>道路交通法第59条第1項ただし書により故障車等を牽引する自動車にあっては、牽引するための構造・装置を格納した状態で計測する。</u></p> <p>5 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能 5 - 27 - 1 性能要件(視認等による審査) [前面衝突時の乗員保護性能] (1)、(2) (略) [オフセット衝突時の乗員保護性能] (3)、(4) (略) [側面衝突時の乗員保護性能] (5) 座席の地上面からの高さ(最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方100mmの位置の地上面からの高さをいう。)が700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第3項関係、細目告示第178条第9項関係) ~ (略) (6) (略) [歩行者保護性能] (7)、(8) (略)</p> <p>5 - 33 運転者席</p>	<p><u>ヒンジ等の付属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。(保安基準第18条第1項第3号関係、細目告示第178条第6項関係)</u></p> <p>(8) 次に掲げる自動車は、(7)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第178条第7項) ~ (略) バン型自動車等であって、後面の積卸口の全体に<u>観音開き式、片開き式又はシャッター式</u>のとびらを備えているもの</p> <p>5 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能 5 - 27 - 1 性能要件(視認等による審査) [前面衝突時の乗員保護性能] (1)、(2) (略) [オフセット衝突時の乗員保護性能] (3)、(4) (略) [側面衝突時の乗員保護性能] (5) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第3項関係、細目告示第178条第9項関係) ~ (略) (6) (略) [歩行者保護性能] (7)、(8) (略)</p> <p>5 - 33 運転者席</p>
---	--

5 - 33 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係、細目告示第 183 条第 1 項関係）

普通自動車及び小型自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び軽自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。5 - 33 - 1 (1) において同じ。）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。

ア～エ（略）

（参考図）（略）

ア及びイにおける「当該自動車の前面」とは、当該自動車の車体（バンパ、フック、ヒンジ等（指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものを除く。）の附属物を除く。）の前面とする。

に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの位置に置かれた障害物の一部が直接確認できない場合は、の基準に適合しないものとする。ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。

（条件）

ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ検査時車両状態とする。

イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。

ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準(中立)の位置とする。

ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。

エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。

(ア) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

(イ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

(ウ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25° の位置とする。ただし、鉛直面から後方に 25° の位置に調節できない場合には、鉛直

5 - 33 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係、細目告示第 183 条第 1 項関係）

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。以下同じ。）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。

ア～エ（略）

（参考図）（略）

<p><u>面から後方に 25° の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</u></p> <p><u>オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、これらのものを取り除いた状態とする。</u></p> <p>— <u>に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</u></p> <p>— (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 34 座席</p> <p>5 - 34 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) (2)の規定は、(2)本文<u>ただし書</u>の規定により、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって、次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものには、適用しない。(細目告示第 184 条第 4 項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(5) ~ (10) (略)</p> <p>5 - 40 通路</p> <p>5 - 40 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる座席にあって乗降口から容易に着席できるものは、(2)及び(3)<u>ただし書</u>の「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。(細目告示第 189 条第 4 項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>5 - 47 窓ガラス貼付物等</p> <p>5 - 47 - 1 性能要件</p> <p>5 - 47 - 1 - 1 視認等による審査</p> <p>(1) 5 - 46 - 1 (5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが<u>装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下 5 - 47 - 1 - 1 及び 5 - 47 - 1 - 2 において同じ。)</u>され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、<u>窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印</u>については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>から までに掲げるもののほか、<u>装着され、</u>はり付けられ、又は塗装された状</p>	<p>— <u>の自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</u></p> <p>— (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 34 座席</p> <p>5 - 34 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) (2)の規定は、(2)本文<u>ただし書き</u>の規定により、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって、次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものには、適用しない。(細目告示第 184 条第 4 項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(5) ~ (10) (略)</p> <p>5 - 40 通路</p> <p>5 - 40 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる座席にあって乗降口から容易に着席できるものは、(2)及び(3)<u>ただし書き</u>の「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。(細目告示第 189 条第 4 項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>5 - 47 窓ガラス貼付物等</p> <p>5 - 47 - 1 性能要件</p> <p>5 - 47 - 1 - 1 視認等による審査</p> <p>(1) 5 - 46 - 1 (4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、<u>塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印</u>については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>から までに掲げるもののほか、はり付けられ、又は塗装された状態において、</p>
---	---

態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。

自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下5 - 47 - 1において同じ。）の下縁から100mm以下、かつ標識の前縁又は刻印の文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの

（参考図）（略）

（略）

(2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（後写鏡及び5 - 89の装置を確認するために必要な範囲並びに5 - 89 - 1ただし書の自動車の窓ガラスのうち5 - 89 - 1の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。（細目告示第195条第6項関係）

～（略）（略）

(3) 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1) の「透明であり」とされるものとする。（細目告示第195条第7項関係）

～（略）

5 - 47 - 1 - 2 テスタ等による審査

前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着され、はり付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

5 - 48 騒音防止装置

5 - 48 - 2 性能要件（テスタ等による審査）

(1)（略）

(2) (1) の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必

透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。

自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、5 - 47 - 1において同じ。）の下縁から100mm以下、かつ標識の前縁又は刻印の文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの

（参考図）（略）

（略）

(2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（後写鏡及び5 - 89の装置を確認するために必要な範囲並びに5 - 89 - 1ただし書きの自動車の窓ガラスのうち5 - 89 - 1の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。（細目告示第195条第6項関係）

～（略）

(3) 窓ガラスにはり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1) の「透明であり」とされるものとする。（細目告示第195条第7項関係）

～（略）

5 - 47 - 1 - 2 テスタ等による審査

前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等がはり付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

5 - 48 騒音防止装置

5 - 48 - 2 性能要件（テスタ等による審査）

(1)（略）

(2) (1) の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車両中心又は最も後方の車両中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必

要な付属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取り除いた状態をいう。ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図) 「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定
(略)

(3)、(4) (略)

5 - 49 排出ガス発散防止装置

5 - 49 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1)、(2) (略)

(3) 尿素選択還元型触媒システム又はアンモニア水を用いたNOx低減装置を備えた自動車にあつては、排気管の開口部から排気流の方向に30 cm程度離れた位置の排気ガスを鼻に向けて手で煽りながら希釈して嗅いだ際にアンモニア臭が認められるものは、(1)の基準に適合しないものとする。

5 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5 - 51 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 4 - 50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、 から までの規定は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。(保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係)

原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4 - 50の基準に適合することが明らかである自動車にあつては、ウに掲げるもの)はこの基準に適合しないものとする。

ア 触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク等(各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。)が取り外されているもの

イ~エ (略)

~ (略)

(2) 軽油を燃料とする自動車であつて、次の各号に掲げるものは、(1) に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び(1) に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととする。

~ (略)

要な付属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取り除いた状態をいう。ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図) 「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定
(略)

(3)、(4) (略)

5 - 49 排出ガス等発散防止装置

5 - 49 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1)、(2) (略)

5 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5 - 51 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 4 - 50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、 から までの規定は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。(保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係)

原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4 - 50の基準に適合することが明らかである自動車にあつては、ウに掲げるもの)はこの基準に適合しないものとする。

ア 触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置等(各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。)が取り外されているもの

イ~エ (略)

~ (略)

(2) 軽油を燃料とする自動車であつて、次の各号に掲げるものは、(1) に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び(1) に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととする。

~ (略)

尿素選択還元型触媒システムを備えたもの

5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

5 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

(1)～(9)（略）

(10) 平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成 14 年 10 月 1 日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

ただし、法第 67 条第 1 項ただし書の事由により、平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け自動車検査証の記載事項の変更を行う場合であって、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたことを証する書面の提出があった場合における特定期日については、この規定にかかわらず、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたものとして、当該変更が行われた後の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

(11)、(12)（略）

5 - 57 走行用前照灯

5 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第2項関係）

走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。この場合において、平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 1 項第 1 号）

ア（略）

イ 計測値の判定

(ア) 自動車（(イ)の自動車を除く。）に備える走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する 4 個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）にあつては、主走行ビーム）は、その光度が最大となる点（以下 5 - 57 及び 5 - 58 において「最

5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

5 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

(1)～(9)（略）

(10) 平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成 14 年 10 月 1 日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

ただし、法第 67 条第 1 項ただし書きの事由により、平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け自動車検査証の記載事項の変更を行う場合であって、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたことを証する書面の提出があった場合における特定期日については、この規定にかかわらず、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたものとして、当該変更が行われた後の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

(11)、(12)（略）

5 - 57 走行用前照灯

5 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第2項関係）

走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。この場合において、平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 1 項第 1 号）

ア（略）

イ 計測値の判定

(ア) 自動車（(イ)の自動車を除く。）に備える走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する 4 個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）にあつては、主走行ビーム）は、その光度が最大となる点（以下、5 - 57 及び 5 - 58 において

高光度点」という。)が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。

a ~ c (略)

(1) (略)

、 (略)

5 - 57 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準 (最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあつては、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 以上のものにあつては、 から まで及び 5 - 57 - 2 - 1) に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 2 項関係)

この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 198 条第 2 項関係)

~ (略)

走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書の場合にあつては、この限りでない。

~ (略)

(2) (略)

5 - 58 すれ違い用前照灯

5 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項関係)

ただし、5 - 57 - 2 - 1 後段及び 後段の規定に適合した自動車にあつては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。(保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係)

(略)

5 - 58 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)

「最高光度点」という。)が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。

a ~ c (略)

(1) (略)

、 (略)

5 - 57 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準 (最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 未満のものにあつては、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 以上のものにあつては、 から まで及び 5 - 57 - 2 - 1) に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 2 項関係)

この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 198 条第 2 項関係)

~ (略)

走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書きの場合にあつては、この限りでない。

~ (略)

(2) (略)

5 - 58 すれ違い用前照灯

5 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項関係)

ただし、5 - 57 - 2 - 1 後段の規定に適合した自動車にあつては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。(保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係)

(略)

5 - 58 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第198条第6項)

～ (略)

すれ違い用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書の場合にあっては、この限りでない。

～ (略)

(2) (略)

5 - 61 前部霧灯

5 - 61 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条第3項)

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第199条第3項関係)

～ (略)

前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上400mm以内に取り付けることができないもの)にあっては、取り付けることができる最外側の位置)となるように取り付けられていること。ただし、5 - 57 - 3(1) ただし書の自動車に備える前部霧灯にあっては、この限りでない。

～ (略)

前部霧灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書の場合にあっては、この限りでない。

、 (略)

(2) (略)

5 - 62 側方照射灯

5 - 62 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係)

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第200条第3項関係)

～ (略)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第198条第6項)

～ (略)

すれ違い用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書きの場合にあっては、この限りでない。

～ (略)

(2) (略)

5 - 61 前部霧灯

5 - 61 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条第3項)

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第199条第3項関係)

～ (略)

前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上400mm以内に取り付けることができないもの)にあっては、取り付けることができる最外側の位置)となるように取り付けられていること。ただし、5 - 57 - 3(1) ただし書きの自動車に備える前部霧灯にあっては、この限りでない。

～ (略)

前部霧灯は、点滅するものでないこと。ただし、ただし書きの場合にあっては、この限りでない。

、 (略)

(2) (略)

5 - 62 側方照射灯

5 - 62 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係)

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第200条第3項関係)

～ (略)

<p>(2) (略)</p> <p>5 - 63 車幅灯 5 - 63 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係) この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第 201 条第 3 項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 64 前部上側端灯 5 - 64 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係) この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第 202 条第 3 項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 65 前部反射器 5 - 65 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係) この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第 203 条第 3 項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 66 側方灯 5 - 66 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>5 - 63 車幅灯 5 - 63 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係) この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第 201 条第 3 項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 64 前部上側端灯 5 - 64 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係) この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第 202 条第 3 項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 65 前部反射器 5 - 65 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係) この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第 203 条第 3 項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 66 側方灯 5 - 66 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p>
---	--

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第204条第3項関係)

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

～ (略)

側方灯は、5-68-3(1)の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器(以下5-66-3(1)において「方向指示器等」という。)と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、5-79-3の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

～ (略)

(2) (略)

5-67 側方反射器

5-67-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係)

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第204条第7項関係)

～ (略)

(2) (略)

5-69 尾灯

5-69-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条第3項関係)

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第206

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第204条第3項関係)

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

～ (略)

側方灯は、5-68-3(1)の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器(以下この項において「方向指示器等」という。)と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、5-79-3の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

～ (略)

(2) (略)

5-67 側方反射器

5-67-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係)

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第204条第7項関係)

～ (略)

(2) (略)

5-69 尾灯

5-69-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条第3項関係)

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3

<p>条第3項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 70 後部霧灯 5 - 70 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の2第3項関係) この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第207条第3項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 71 駐車灯 5 - 71 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係) この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第208条第3項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 72 後部上側端灯 5 - 72 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の4第3項関係) この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。(細目告示第209条第3項関係) ~ (略) (2) (略)</p>	<p><u>節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第206条第3項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 70 後部霧灯 5 - 70 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の2第3項関係) この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第207条第3項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 71 駐車灯 5 - 71 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係) この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第208条第3項関係) ~ (略) (2) (略)</p> <p>5 - 72 後部上側端灯 5 - 72 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の4第3項関係) この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第209条第3項関係) ~ (略) (2) (略)</p>
--	--

<p>5 - 73 後部反射器</p> <p>5 - 73 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第38条第3項関係） この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。（細目告示第210条第3項関係） ～（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5 - 74 大型後部反射器</p> <p>5 - 74 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第38条の2第3項関係） この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。（細目告示第211条第3項関係） ～（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5 - 76 制動灯</p> <p>5 - 76 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第39条第3項関係） この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」</u>によるものとする。（細目告示第212条第3項関係） ～（略） 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及びに規定するほか、<u>5 - 69 - 3</u></p> <p>(1) 及びの基準に準じたものであること。 ～（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5 - 77 補助制動灯</p> <p>5 - 77 - 3 取付要件（視認等による審査）</p>	<p>5 - 73 後部反射器</p> <p>5 - 73 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第38条第3項関係） この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」</u>によるものとする。（細目告示第210条第3項関係） ～（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5 - 74 大型後部反射器</p> <p>5 - 74 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第38条の2第3項関係） この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」</u>によるものとする。（細目告示第211条第3項関係） ～（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5 - 76 制動灯</p> <p>5 - 76 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第39条第3項関係） この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」</u>によるものとする。（細目告示第212条第3項関係） ～（略） 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及びに規定するほか、<u>5 - 70 - 3</u></p> <p>(1) 及びの基準に準じたものであること。 ～（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5 - 77 補助制動灯</p> <p>5 - 77 - 3 取付要件（視認等による審査）</p>
--	--

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第39条の2第3項関係)

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第213条第3項関係)

～ (略)

(2) (略)

5 - 78 後退灯

5 - 78 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第40条第3項、細目告示第214条第3項関係)

～ (略)

後退灯は、 から に規定するほか、5 - 69 - 3(1) の基準に準じたものであること。

～ (略)

(2) (略)

5 - 79 方向指示器

5 - 79 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係)

方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m(5 - 79 - 3(1)、(両側面の中央部に備える方向指示器を除く。))又は(の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m)の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第39条の2第3項関係)

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第213条第3項関係)

～ (略)

(2) (略)

5 - 78 後退灯

5 - 78 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第40条第3項、細目告示第214条第3項関係)

～ (略)

後退灯は、 から に規定するほか、5 - 70 - 3(1) の基準に準じたものであること。

～ (略)

(2) (略)

5 - 79 方向指示器

5 - 79 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係)

方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m(5 - 79 - 3(1)、(両側面の中央部に備える方向指示器を除く。))又は(の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m)の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源の数 W	照明部の面積 cm ²
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ 5-79-3(1)、又はの規定により自動車の両側面に備える方向指示器(5-79-3(2)に規定するものを除く。)	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (1)
	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (1)
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (1)
ハ 5-79-3(2)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (1)

1：各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

～ (略)

(2) (略)

5-79-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第215条第4項関係)

～ (略)

(3) (略)

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源の数 W	照明部の面積 cm ²
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ 5-79-3(1)、又はの規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-3(2)に規定するものを除く。)	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (1)
	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (1)
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (1)
ハ 4-79-3(2)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (1)

1：各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

～ (略)

(2) (略)

5-79-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第215条第4項関係)

～ (略)

(3) (略)

5 - 80 補助方向指示器

5 - 80 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第41条の2第3項関係）

この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第216条第3項関係）

～（略）

(2)（略）

5 - 81 非常点滅表示灯

5 - 81 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第41条の3第3項関係）

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第217条第3項関係）

非常点滅表示灯については、5 - 79 - 3(1)、及び から まで並びに5 - 79 - 3(2)（ から まで及び を除く。）の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火（以下「非常灯」という。）として作動する場合には5 - 79 - 3(2) に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置（74/61/EEC（欧州経済共同体指令）に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。）の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。

、（略）

(2)（略）

第8章 雑 則

8 - 1 業務量統計システム

業務量報告等については、国の協力を得つつ、別添10「業務量統計システム報告要領」により報告するものとする。

5 - 80 補助方向指示器

5 - 80 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第41条の2第3項関係）

この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第216条第3項関係）

～（略）

(2)（略）

5 - 81 非常点滅表示灯

5 - 81 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第41条の3第3項関係）

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第217条第3項関係）

非常点滅表示灯については、5 - 79 - 3(1)、及び から まで並びに5 - 79 - 3(2)（ から まで及び を除く。）の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火（以下「非常灯」という。）として作動する場合には5 - 79 - 3(2) に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置（74/61/EEC（欧州経済共同体指令）に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。）の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書きの規定に適合するものとする。

、（略）

(2)（略）

第8章 雑 則

8 - 1 業務量統計システム

業務量報告等については、国の協力を得つつ、別添9「業務量統計システム報告要領」により報告するものとする。

別表1～別表3 (略)

別表4 (4-56、5-56関係)

窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車両重量・ 車両総重量 の区分	排出ガス測定 モード	排出物	NOx法				NOx・PM法			
			ディーゼル車		ガソリン車・LPG車		ディーゼル車		ガソリン車・LPG車	
			31条の2の 告示の基準	平均排出ガス 基準	31条の2の 告示の基準	平均排出ガス 基準	31条の2の 告示の基準	平均排出ガス 基準	31条の2の 告示の基準	平均排出ガス 基準
乗用車 ~ 1265kg	10・10・15		-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-
	6	NOx	-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-
	10・15	PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
	1266kg		-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-
乗用車 1266kg ~	10・10・15		-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-
	6	NOx	-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-
	10・15	PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.028g/km	-	-
	1266kg		-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-
~ 1700kg	10・10・15		0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km
	6		100ppm	70ppm	220ppm	160ppm	100ppm	70ppm	220ppm	160ppm
	13	NOx	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
1701kg ~ 2500kg	10・10・15		0.98g/km	0.70g/km	0.98g/km	0.70g/km	0.63g/km	0.40g/km	0.63g/km	0.40g/km
	6		210ppm	150ppm	360ppm	250ppm	130ppm	100ppm	250ppm	200ppm
	13	NOx	4.6g/kWh	3.4g/kWh	4.6g/kWh	3.4g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.06g/km	0.03g/km	-	-
2501kg ~ 3500kg	10・10・15		2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
	13	NOx	6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.07g/km	0.04g/km	-	-
3501kg ~ 5000kg	10・10・15		2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
	13	NOx	6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
5001kg ~	10・10・15		-	-	-	-	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		520ppm	400ppm	900ppm	690ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
	13	NOx	7.80g/kWh	6.0g/kWh	7.80g/kWh	6.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-

車両総重量の値が複数ある自動車にあっては当該自動車の車両総重量のうち最大のものとする。

なお、けん引自動車にあって第5輪荷重を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和、けん引自動車にあって第5輪荷重のほかに積載量を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重、積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和のうち最大のものをいう。

別表5 (略)

別表6 (4-11-1(3)ア、4-11-5-1(4)、5-11-1(3)ア関係)

別表1～別表3 (略)

別表4 (4-56、5-56関係)

窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車両総重量 の区分	排出ガス測定 モード	排出物	Nox法				Nox・PM法			
			ディーゼル車		ガソリン車・LPG車		ディーゼル車		ガソリン車・LPG車	
			告示の基準	平均基準	告示の基準	平均基準	告示の基準	平均基準	告示の基準	平均基準
乗用車 ~ 1265kg	10・10・15		-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-
	6	NOx	-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-
	10・10・15	PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
	1266kg		-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-
乗用車 1266kg ~	10・10・15		-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-
	6	NOx	-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-
	10・10・15	PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.028g/km	-	-
	1266kg		-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-
~ 1700kg	10・10・15		0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km
	6		100ppm	70ppm	220ppm	160ppm	100ppm	70ppm	220ppm	160ppm
	13	NOx	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.055g/km	0.028g/km	-	-
1701kg ~ 2500kg	10・10・15		0.98g/km	0.70g/km	0.98g/km	0.70g/km	0.63g/km	0.40g/km	0.63g/km	0.40g/km
	6		210ppm	150ppm	360ppm	250ppm	130ppm	100ppm	250ppm	200ppm
	13	NOx	4.6g/kWh	3.4g/kWh	4.6g/kWh	3.4g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.06g/km	0.03g/km	-	-
2501kg ~ 3500kg	10・10・15		2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
	13	NOx	6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.07g/km	0.04g/km	-	-
3501kg ~ 5000kg	10・10・15		2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	350ppm	260ppm	580ppm	390ppm
	13	NOx	6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
5000kg ~	10・10・15		-	-	-	-	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		520ppm	400ppm	900ppm	690ppm	520ppm	400ppm	900ppm	690ppm
	13	NOx	7.80g/kWh	6.0g/kWh	7.80g/kWh	6.0g/kWh	7.80g/kWh	6.0g/kWh	7.80g/kWh	6.0g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-

車両総重量の値が複数ある自動車にあっては当該自動車の車両総重量のうち最大のものとする。

なお、けん引自動車にあって第5輪荷重を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和、けん引自動車にあって第5輪荷重のほかに積載量を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重、積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和のうち最大のものをいう。

別表5 (略)

ロードインデックスに対応する負荷能力

ロードインデックス	負荷能力(kg)		ロードインデックス	負荷能力(kg)
0	45		39	136
1	46.2		40	140
2	47.5		41	145
3	48.7		42	150
4	50		43	155
5	51.5		44	160
6	53		45	165
7	54.5		46	170
8	56		47	175
9	58		48	180
10	60		49	185
11	61.5		50	190
12	63		51	195
13	65		52	200
14	67		53	206
15	69		54	212
16	71		55	218
17	73		56	224
18	75		57	230
19	77.5		58	236
20	80		59	243
21	82.5		60	250
22	85		61	257
23	87.5		62	265
24	90		63	272
25	92.5		64	280
26	95		65	290
27	97.5		66	300
28	100		67	307
29	103		68	315
30	106		69	325
31	109		70	335
32	112		71	345
33	115		72	355
34	118		73	365
35	121		74	375
36	125		75	387
37	128		76	400
38	132		77	412

ロードインデックス	負荷能力(kg)		ロードインデックス	負荷能力(kg)
78	425		117	1,285
79	437		118	1,320
80	450		119	1,360
81	462		120	1,400
82	475		121	1,450
83	487		122	1,500
84	500		123	1,550
85	515		124	1,600
86	530		125	1,650
87	545		126	1,700
88	560		127	1,750
89	580		128	1,800
90	600		129	1,850
91	615		130	1,900
92	630		131	1,950
93	650		132	2,000
94	670		133	2,060
95	690		134	2,120
96	710		135	2,180
97	730		136	2,240
98	750		137	2,300
99	775		138	2,360
100	800		139	2,430
101	825		140	2,500
102	850		141	2,575
103	875		142	2,650
104	900		143	2,725
105	925		144	2,800
106	950		145	2,900
107	975		146	3,000
108	1,000		147	3,075
109	1,030		148	3,150
110	1,060		149	3,250
111	1,090		150	3,350
112	1,120		151	3,450
113	1,150		152	3,550
114	1,180		153	3,650
115	1,215		154	3,750
116	1,250		155	3,875

ロードインデックス	負荷能力(kg)		ロードインデックス	負荷能力(kg)
156	4,000		195	12,150
157	4,125		196	12,500
158	4,250		197	12,850
159	4,375		198	13,200
160	4,500		199	13,600
161	4,625		200	14,000
162	4,750			
163	4,875			
164	5,000			
165	5,150			
166	5,300			
167	5,450			
168	5,600			
169	5,800			
170	6,000			
171	6,150			
172	6,300			
173	6,500			
174	6,700			
175	6,900			
176	7,100			
177	7,300			
178	7,500			
179	7,750			
180	8,000			
181	8,250			
182	8,500			
183	8,750			
184	9,000			
185	9,250			
186	9,500			
187	9,750			
188	10,000			
189	10,300			
190	10,600			
191	10,900			
192	11,200			
193	11,500			
194	11,800			

別表7(4-11-1(3)ウ(ア)、5-11-1(3)ウ(ア)関係)
異なる速度における負荷能力

速 度 (km/h)	ロードインデックスの変化(%)									
	ロードインデックス				ロードインデックス ≥122		ロードインデックス≤121			
	速度区分記号				速度区分記号		速度区分記号			
	F	G	J	K	L	M	L	M	N	P
5	110	110	110	110	110	110	90	90	90	90
10	80	80	80	80	80	80	75	75	75	75
15	65	65	65	65	65	65	60	60	60	60
20	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
25	35	35	35	35	35	35	42	42	42	42
30	25	25	25	25	25	25	35	35	35	35
35	18	18	18	18	18	18	28	28	28	28
40	15	15	15	15	15	15	25	25	25	25
45	13	13	13	13	13	13	22	22	22	22
50	12	12	12	12	12	12	20	20	20	20
55	11	11	11	11	11	11	17.5	17.5	17.5	17.5
60	10	10	10	10	10	10	15	15	15	15
65	7.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	18.5	18.5	18.5	18.5
70	5	7	7	7	7	7	12.5	12.5	12.5	12.5
75	2.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	11	11	11	11
80	0	4	4	4	4	4	10	10	10	10
85		2	3	3	3	3	8.5	8.5	8.5	8.5
90		0	2	2	2	2	7.5	7.5	7.5	7.5
95			1	1	1	1	6.5	6.5	6.5	6.5
100			0	0	0	0	5	5	5	5
105				0	0	0	3.75	3.75	3.75	3.75
110				0	0	0	2.5	2.5	2.5	2.5
115					0	0	1.25	1.25	1.25	1.25
120					0	0	0	0	0	0
125						0	0	0	0	0
130						0	0	0	0	0
135								0	0	0
140								0	0	0
145									0	0
150										0

注:速度区分記号が「Q」以上のタイヤの場合の荷重変化は行わない。

別添7(4-9-1、4-103、5-9-1、5-103 関係)
自動車の走行性能の技術基準
(略)

別添7(4-9-1、5-9-1、5-103 関係)
自動車の走行性能の技術基準
(略)

別添9 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1. 適用範囲

この測定方法は、自動車の灯火器及び反射器並びに指示装置の照明部、個数、取付位置等の測定方法について適用する。

2. 照明部、個数、取付位置等の測定方法

2.1. 照明部及び反射部の測定方法

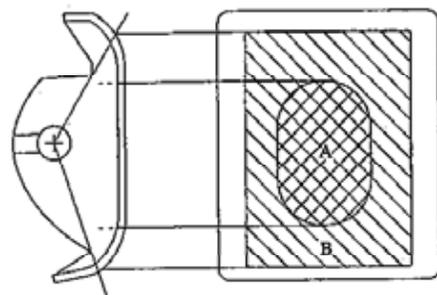
灯火等の照明部又は反射部（以下「照明部等」という。）の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準について、実測することにより判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等を次のとおり取り扱うものとする。

2.1.1. 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯の照明部

レンズ部分として取り扱うものとし、有効反射面の開口部（プロジェクター型のものにあっては内面の集光レンズの開口径）をレンズ面上へ投影した部分が明らかとなる書面等の提出がある場合には、当該部分として差し支えない。

2.1.2. 車幅灯、前部上側端灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯の照明部

レンズ部分として取り扱うものとし、直接光が図面上入射するレンズ部分又は中心光度の98%の光度となるレンズ部分（次図参照）が明らかとなる書面等の提出がある場合には、当該部分とすることができる。



- A：中心光度の98%の光度となる
レンズ部分
- B：直接光が図面上入射するレン
ズ部分

照明部の大きさは、別に定めるもののほか、自動車の前方又は後方に向けて照射又は表示する灯火器又は指示装置にあっては車両中心面に直角な鉛直面への投影面積とし、自動車の側方に向けて照射又は表示する灯火又は指示装置にあっては、車両中心面に平行な鉛直面への投影面積とする。この場合において、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。

2.1.3. 前部反射器、側方反射器及び後部反射器の反射部

外からの光を反射するために光学的に設計されたレンズ部分とする。

反射部の大きさは、別に定めるもののほか、自動車前方又は後方に向けて反射光を反射する反射器にあっては車両中心面に直角な鉛直面への当該レンズ部分の投影面積とし、自動車の側方に向けて照射又は表示する反射器にあっては車両中心面に平行な鉛直面への当該レンズ部分の投影面積とする。この場合において、不透明なモール等により仕切られた反射部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。

2.2. 灯火等の照明部等の最外縁に係る自動車の最外側からの距離の測定方法

灯火等の照明部等の最外縁に係る自動車の最外側からの距離についての基準の適用については、側面方向指示器、側方灯等は、自動車の最外側に含めないものとする。

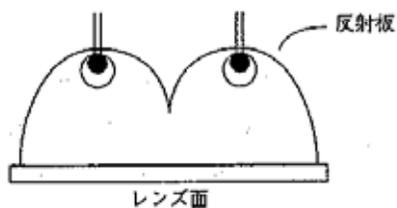
2.3. 灯火等の個数の測定方法

灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

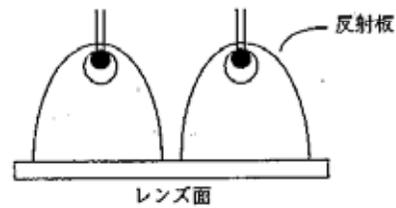
2.3.1. 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯については、照明部の数とする。

車幅灯、前部上側端灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯については、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分）の数とする。また、照明部が不透明なモールなどにより仕切られた灯火器は、これに関係なく灯室が一体であるものは1個とみなす。ただし、灯室を2以上有するものであって、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小長方形の面積の60%以上のものは、灯室の数に関係なく、これを1個とみなすことができる。（下図参照）

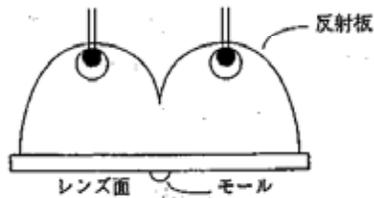
〈例1：1個とみなす。〉



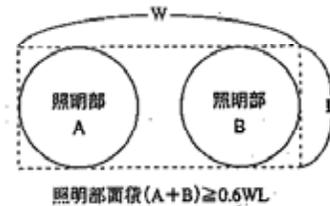
〈例2：2個とみなす。〉



〈例3：モールに関係なく1個とみなす。〉

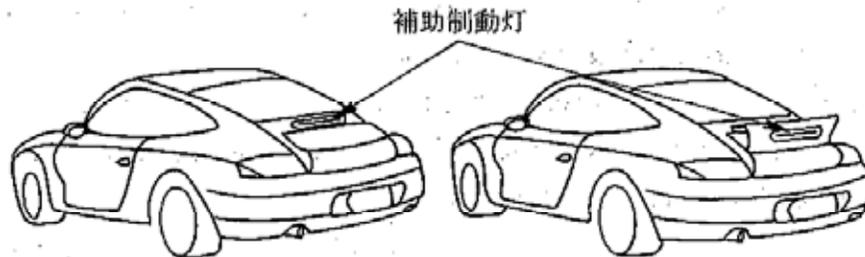


〈例4：例2において、以下の場合は1個とみなすことができる。〉



2.3.2. 反射器については、反射部が連続して構成されている部分の数とする。ただし、連続していないものうち、法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた装置及び施行規則第63条に基づく保安装置の型式認定を受けたもの並びにこれに準ずる性能を有するもの又は反射部を2以上有するものであって車両中心面に直角又は平行な鉛直面への反射部の投影面積が当該反射部の投影に外接する最小長方形の面積の60%以上のものは、これを1個とみなすことができる。

2.3.3. 補助制動灯のうち、車両中心面上の前後に2個の照明部を有し、その照明部が同時に点灯せず、かつ、車両の後方から水平に見通した際に、1個の照明部に限って視認することができる構造のものは、2.3.1.前段の規定にかかわらず、1個の補助制動灯とみなすことができる（下図参照）。



別添10(8-1関係)
業務量統計システム報告要領

- 1 業務量統計システム
(略)
- 2 報告事項及び項目
報告事項及び項目は次の通りとする。
 - (1) 保安基準適合性審査業務量実績(本場)
~ (略)
新規検査、継続検査、予備検査、構造等変更検査における認証工場の前検査件数及びユーザーの前検査件数
なお、前検査件数は審査件数の内数とする
新規検査、継続検査、予備検査、構造等変更検査における認証工場の前検査件数の再審査件数及びユーザーの前検査件数の再審査件数
~ (略)
 - (2) 審査コースの稼働状況
(略)
 - (3) 保安基準適合性審査業務量実績(出張)
~ (略)
新規検査、継続検査、予備検査、構造等変更検査における認証工場の前検査件数及びユーザーの前検査件数
なお、前検査件数は審査件数の内数とする
新規検査、継続検査、予備検査、構造等変更検査における認証工場の前検査件数の再審査件数及びユーザーの前検査件数の再審査件数
、 (略)
 - (4) ~ (15) (略)
- 3 報告方法
(略)
- 4 保存期間
(略)

別添9(8-1関係)
業務量統計システム報告要領

- 1 業務量統計システム
(略)
- 2 報告事項及び項目
報告事項及び項目は次の通りとする。
 - (1) 保安基準適合性審査業務量実績(本場)
~ (略)
新規検査、継続検査、予備検査、構造等変更検査における認証工場の前審査件数及びユーザーの前審査件数
なお、前検査件数は審査件数の内数とする
新規検査、継続検査、予備検査、構造等変更検査における認証工場の前審査件数の再検査件数及びユーザーの前審査件数の再検査件数
~ (略)
 - (2) 審査コースの稼働状況
(略)
 - (3) 保安基準適合性審査業務量実績(出張)
~ (略)
新規検査、継続検査、予備検査、構造等変更検査における認証工場の前審査件数及びユーザーの前審査件数
なお、前検査件数は審査件数の内数とする
新規検査、継続検査、予備検査、構造等変更検査における認証工場の前審査件数の再検査件数及びユーザーの前審査件数の再検査件数
、 (略)
 - (4) ~ (15) (略)
- 3 報告方法
(略)
- 4 保存期間
(略)

附 則（平成 16 年 12 月 2 日検査法人規程第 12 号）

この規程は、平成 16 年 12 月 2 日から施行する。

ただし、2 - 4 、 4 - 33 - 1 (1) 、 及び 、 4 - 47、 5 - 33 - 1 (1) 、 及び
、 5 - 47 の規定については、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。